

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和7年3月13日（木）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 寺門 厚 副委員長 花島 進
委員 榊原 一和 委員 原田 悠嗣
委員 鈴木 明子 委員 富山 豪

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣 事務局長 会沢 義範
次長 秋山雄一郎 書記 田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明 教育長 大縄 久雄
財政課長 大内 正輝 財政課長補佐 照沼 克美
保健福祉部長 生田目奈若子 社会福祉課長 猪野 嘉彦
社会福祉課長補佐 坂本 武志 こども課長 萩野谷智通
こども課長補佐 水野 厚子
こども家庭センター長兼家庭児童相談室長 大曾根香澄
菅谷保育所長 皆川 光子
地域子育て支援センター長 工藤 裕子
介護長寿課長 住谷 孝義 介護長寿課長補佐 鈴木 伸一
保険課長 横山 明子 保険課長補佐 小田部信人
健康推進課長 玉川祐美子 健康推進課長補佐 梅原千也子
健康推進課長補佐 飛田 建 教育部長 浅野 和好
学校教育課長 会沢 実 学校教育課長補佐 生田目綾子
学校給食センター所長 津賀 卓 生涯学習課長 平野 玉緒
スポーツ推進室長 植田 徹也 体育G長 舘 政則
図書館長 大内 秀幸 中央公民館長 梅原 雅美
歴史民俗資料館長 中嶋 圭子
請願者 脳脊髄液減少(漏出)症our Wish

会議に付した事件

(1) 議案第10号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(2) 議案第11号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(3) 議案第20号 令和6年度那珂市一般会計補正予算(第9号)

…原案のとおり可決すべきもの

(4) 議案第21号 令和6年度那珂介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)

…原案のとおり可決すべきもの

(5) 議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

(6) 議案第23号 令和7年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算

…原案のとおり可決すべきもの

(7) 議案第25号 令和7年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算

…原案のとおり可決すべきもの

(8) 議案第26号 令和7年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

(9) 請願第3号 脳脊髄液減少(漏出)症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書

…採択すべきもの

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 おはようございます。

教育厚生常任委員会、開会の前に委員長挨拶ということで、今日は議案も多数ございますので、各委員の皆さんの慎重なる審議をよろしくお願いいたしますして挨拶に代えさせていただきます。

開会前にご連絡いたします。

換気のため、廊下側のドアを開放して、常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑答弁の際は、簡潔かつ明瞭なる答弁のほどをお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますよう、あるいはマナーモードにさせていただきますようご配慮のほうをお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名でございます。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしています。

ここで、議長より挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

本日は今までと変わりまして気温のほうも高くなりますので、また花粉等もございますので、皆様、体調管理には十分お気を付けていただきますようお願い申し上げます。

本日は、先ほど委員長からもございましたけれども、議案等また請願がございますので、寺門委員長の下、慎重な審議を賜りますようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

では続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日提出しております議案は、予算関係が補正を含めて6件、条例が2件でございます。

慎重なるご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 おはようございます。

学校のほうですけれども、年度末を迎えて大きな行事を今実施中でございます。ご存じのように、おとといは中学校の卒業式、昨日は県立高校の学力検査の発表ということで、昨日夕方、速報のほうを各学校から上げていただいておりますけれども、残念ながら各学校1、2名程度は思うような結果が出なかったということで、2次募集を受検するか、あるいは私立高校のほうに決定したとかというような報告をいただいております。いずれにせよ、子供たちの進路のほうをしっかりと保障してあげたいというふうに思っております。

また、来週は月曜日が幼稚園の卒園式、火曜日が小学校の卒業式ということでいろいろ続きます。今年度のまとめをしっかりと進めながら、次年度のスムーズなスタートに向けて頑張ってもらいますので、議員の皆様にもご理解、ご支援をよろしく申し上げ、挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議を行います。

執行部に申し上げます。

令和7年度の予算の説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書及び予算書並

びに主要事業説明書のページを述べた後、歳入については款及び項まで、歳出について、款項目までの説明をしてから新規事業及び前年度比較額の大幅な増減等、特に説明が必要なものの説明を求めます。

審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に資料データを提出してください。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所管課の質疑が全て終結した後に行います。それでは、審議に入ります。

議案第20号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第20号をご覧ください。

議案第20号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費補正になります。

追加になります。9款教育費、3項中学校費、中学校施設整備事業1億5,395万6,000円。

6ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正になります。

追加になります。中学校空調設備整備事業1億3,770万円。

変更になります。小学校施設整備事業（プール解体）、補正後限度額1億4,290万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じになります。

12ページをお願いいたします。

歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢福祉費148万8,000円の減、8目介護保険費20万円。

13ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費1億8,022万9,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費700万円の減。

16ページをお願いいたします。

中段になります。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費2,616万円の減。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費1億5,191万1,000円。

17ページをお願いいたします。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費400万円の減。

9款教育費、5項社会教育費、6目市史編さん費353万5,000円の減。

9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費600万円の減。

18ページをお願いいたします。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金148万4,000円。国県負担金等返納金でございます。うち、こども課が92万6,000円、健康推進課が55万8,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いします。

休憩(午前10時08分)

再開(午前10時10分)

委員長 再開をします。

学校教育課が出席をしました。

議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算(学校教育課所管部分)を議題といたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、2目事務局費、3目教育指導費について説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。そのほか6名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書140ページをお開きいただきます。主要事業説明書につきましては、105ページから112ページまでが学校教育課所管事業となっております。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費198万2,000円、教育委員の報酬が主

なものでございます。

続きまして、141ページをお願いいたします。

2目事務局費2億5,676万1,000円、前年比2,048万9,000円の増です。職員や会計年度任用職員の人件費が主なものとなっております。増額の主な理由でございますが、調理員任用替えによります増員、育児休暇からの復職職員分、会計年度任用職員に係る昇給見込み分などによるものでございます。

142ページをお願いいたします。

下段になります。3目教育指導費2億6,334万7,000円、前年比811万9,000円の増です。増の主な理由でございますが、学習指導員等会計年度任用職員に係る昇給見込み分などによるものでございます。

主な事業でございますが、142ページの下段、外国語指導助手設置事業では、幼稚園、小学校、中学校に派遣としまして13人、会計年度任用職員1名を合わせますと合計14人のALTを配置しております。

143ページ中段の学習指導員等配置事業では、配慮を必要とする園児や児童生徒の状況に応じて、学習指導員、生活指導員、幼稚園指導員を配置しておりますが、令和6年度と同じく合計40人を配置予定でございます。

145ページをお開き願います。

中段の学校教育情報化推進事業でございますが、教育の情報化を推進するために、研修のための講師謝礼やICT支援員派遣経費、校務支援システムの賃借料などを計上しております。

また、3年目となりますが、文部科学省が募集しております補助事業のリーディングDXスクール事業の経費を計上しております。さらに、これも補助事業でございますが、非認知能力の測定や分析ができるICTサービスを活用する事業の経費も計上しております。どちらも補助の決定が前提となりますが、採択の決定につきましては、今月末に判明するものと思われます。

教育総務費の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

鈴木委員 学校教育情報化推進事業についてお聞きしたいんですけども、先ほどの専門家というのは、学校の先生が勉強しに行くときの指導されるその指導料みたいなことになるんですか。

あと、ICTの支援員は今現在何人、どの学校に分布されているのかというのを教えていただければと思うんですが。

学校教育課長 専門家謝礼でございますけれども、ICT化における助言指導等に係ります謝礼でございますので、学校の先生が研修を受ける際の謝礼ということになってございま

す。

I C T支援員でございますけれども、小学校、中学校で委託している事業者が別にはなっておりますけれども、各学校に週1回8時間来ていただいておりますので、その人数というか回数で各学校に行っておりますので、実人数につきましてはちょっと把握してございません。

以上です。

鈴木委員 I C T支援員というのは、それは先生ではなくて、児童に対する指導ということですか。それは何ていうんですか、Z o o mとかそういうことではなく、実際に来て、行っているということなんでしょうか。

学校教育課長 主にというか、ほとんど先生方がI C Tを活用して授業とかやる際のアドバイスを受けるというようなことで、実際に学校に支援員が来て、そういった助言をしていただいているという形になります。

以上です。

鈴木委員 先生方に教える指導員が週1回8時間、1回8時間ということですか、ちょっと回数と頻度がおめんなさい、理解できなくて。

学校教育課長 週1回各学校に行って、1回行ったら8時間の時間内で先生方に助言などをしていただいているということになっております。

榊原委員 ちょっと奥深く聞きたいんですけれども、このI C T支援員という方は具体的にどういった方なんでしょうか。

学校教育課長 I C Tのそういったサービスを行っている事業者、そういった知識にたけた方が、いろんな技術的な指導を先生方にしていただいているという形になります。

榊原委員 そうすると、具体的に言うと、例えばプログラマーの方とか、コンピューター関連の要はお勤めの方とかそういう感じの方という認識でよろしいんですか。

学校教育課長 企業名を申し上げますとベネッセというところに1つと、あとは東洋計測というそちらの電算関係の会社ということで、そちらから派遣いただいているという形になります。

以上です。

榊原委員 そうすると、教育関連のところが結局こういう派遣を専門的に行っているという解釈でいいわけですかね。

学校教育課長 その専門の会社ではないと思うんですけれども、そういった業種もやっているというような形だと思います。

以上です。

委員長 ほかによろしいですか。

富山委員 外国語指導助手設置事業です。これ結構1人当たりの単価にしますと、13人でやっているというんですけれども、結構な金額になると思うんです、1人当たり。勤務時

間もまちまちで、それはよしとして、いいんですけれども。これどうでしょう、9年生の成績の成果は表れてはいるんですが、茨城県全体として見た場合、この成績というのは、やはりそれだけちゃんと効果が出ているというのはあるのかどうかというのをご認識されているのか伺いたいんですが。

学校教育課長総括 では、お答えをいたします。

まず、今国では、平成30年から令和4年の間に指標といたしまして、ここにも挙げております英検3級以上の英語力を持つ生徒を5割以上育てるという目標を掲げておりました。1年遅れで国のほうで達成したということになっておりますので、県の数字は把握しておりませんが、やはり同じように今、3級以上の英語力を持つ生徒を今全国的に育成しているところでございます。

富山委員 これ参考になっているのは、那珂市内の子供たちの数が、もう今現在で大体57.7%が直近であるという、それでいいんですよね。はい、分かりました。

学校教育課長 そのとおりです。

委員長 ほかによろしいですか。

(なし)

委員長 では、続きまして、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、2目教育振興費について説明を求めます。

学校教育課長 145ページ下段でございます。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費2億3,649万4,000円、前年比1億4,171万7,000円の減でございます。小学校の運営管理費が主な予算でございます。減額の主な理由でございますが、147ページの中ほどでございます。小学校施設整備事業におきまして、プールの解体経費について、令和6年度は4校分の計上となっておりますが、7年度は1校分になったことによりまして、大きく減額となっております。令和7年度は、横堀小学校のプール解体を計上しております。これで小学校のほうの全てのプールが解体をされるということになります。また、特別教育の空調設置に係ります設計業務の経費も、この事業に計上しております。

続きまして、同じく147ページの下段でございます。

2目教育振興費9,136万7,000円、前年比37万9,000円の増でございます。

148ページの上段でございます。

就学奨励事業でございますけれども、こちらのほうでは経済的理由によって就学困難な児童について、学用品等必要な支援を行っているものでございます。また、その下、教育用コンピューター管理事業では、児童用のソフトの使用料や校務用のパソコンの借上料などを計上しております。

小学校費の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

榊原委員 ちょっと先出しちゃって言っちゃうと中学校費のほうには空調設備改修工事ということで1億5,000万円計上されているんですけども、これ小学校で今設計料が、実施設計ということで1,880万8,000円ということなんですけれども、実際に、そうすると今期に関しては、小学校に関しては特別教室等々の空調設置というのはないという解釈でよろしいんですか。

学校教育課長 はい、そのとおりでございます。

昨年度、令和6年度に中学校のほうは設計をいたしまして、令和7年度に設置工事のほうに着手するというような流れになっておりまして、小学校のほうは7年度に設計をしまして、その翌年以降に着手をするというようなところで考えております。

以上です。

榊原委員 ちょっと先だって、二中のほうから連絡あって、前に要望書を出した件というのが通していただいてということでありがたい話ではあるんですが、やはり毎度毎度なんですけれども、結局夏の物すごい猛暑の中というところで、先日もちっととある小学校から情報というかご意見という形で情報交換してきたときに、やっぱり夏場の時期、理科室のほうで理科実験ができないんだよということで、できるだけ早く空調のほうをつけていただきたいというような話も正直上がってきているものですから、ぶっちゃけ、ただ僕らはちょっとこれ書面上だけで見ているんですけども、プール解体工事より、逆に言ったら先なんじゃないのなんて思っちゃったりも実はするんですけども。そういうところを踏まえて、なるべく早くそのところは優先順位を上げていただいてやっていただきたいなという気持ちでいっぱいです。

学校教育課長 特別教室の中学校も小学校も喫緊の課題ということで、我々も認識しているところでございますけれども、一気に全部というわけにはなかなかいかないという事情がありまして、平準化しながら早急にということで取組を進めていきたいなというふうには思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかよろしいですか。

鈴木委員 146ページと147ページになると思うんですが、そのプールなんですけれども、横堀小学校だけということなんです、ほかの小学生というのは今どのようにプール授業をされているのかなというのが、すみません、ここで聞いていいのか分からないんですが、どこの予算に入っているのかというのがちょっと見当たらなかったの、ちょっと小学生どうされているんでしょうか。

学校教育課長 小学校と、中学校の一部も同じなんですけれども、なかL u c k y F M公園のほうと笠松運動公園のほうに、今出向いて行っているという形になっております。そちらのバス代のほうは、146ページの上のほう、小学校管理事務費の賃借料のバス借上料のほうに計上しております。

以上です。

委員長 ほか。

富山委員 ちょっと気になったんで聞いておきたいんですけども、関東大会等出場派遣経費補助事業、これ1,000円というのは何ですか。

学校教育課長 小学校のほうは、かつて金管の学校が関東大会等に出場したという実績はあるんですけども、そこもここ数年ですね、ないということで、ここは形式計上になっておりまして、もし出た場合には補正等で対応するというようなことで考えているところ です。

以上です。

委員長 ほか。いいですか。

鈴木委員 スクールバス運行事業147ページなんですけれども、今現在、何人の児童が何台使 っていて、どこのタクシー会社だったりとかというのを使っていらっしゃるのかという のをお聞きしたいんですけども。

学校教育課長 スクールバスのほうは、横堀小学校のほうで使っておりまして、2ルート運行 しております。横堀小のほうが39人でございます、利用者がですね。あと、芳野小学校 のほうがスクールタクシーでございまして、こちらのほうは6台稼働しております。

先ほどのスクールバスのほうの委託先のほうは、大洋交通株式会社でございます。

スクールタクシーのほう6台で運行しておりまして、こちら委託先が第一交通でござ います。利用者のほうは37人でございます。

以上です。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 では、次に9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、2目教育振興費について説 明を求めます。

学校教育課長 152ページになります。

中段でございます。9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費2億4,816万円、前年 比1億1,638万円の増でございます。中学校の管理事務費や施設管理、整備に係るものが 主な事業でございます。

増額の主な理由でございますけれども、154ページの上のほうでございます中学校施設 整備事業におきまして、特別教室への空調設置の工事費の計上によるものでございます。 この空調の予算ですけれども、先ほど補正のほうでご審議いただいた中に計上している 部分と、実は同じでございまして、こちらのほうですね、令和7年度に計上を予定して いたんですけども、国のほうの補正予算が令和6年度の国の補正予算に対応しまして、 市のほうでも令和6年度の補正予算のほうに前倒して計上をさせていただいております。 補正予算の対象の決定時期が、こちらの当初予算の計上の時期よりも遅いために令和7

年度にも計上をするということで、どちらの年度にも計上することになっておりますが、実際には令和6年度の先ほどご審議いただいた補正予算のほうの予算で執行することになりますので、こちらの令和7年度の予算につきましては、執行しないというような予定になっております。

各中学校の音楽室と理科室、またフリースクールに設置がない学校につきましては、それも併せて設置をするという予定にしております。

続きまして、154ページ下段でございます。

2目教育振興費7,199万4,000円、前年比59万7,000円の減でございます。こちらのほうも小学校と同じように就学奨励事業におきましては、経済的理由によって就学困難な生徒についての学用品等の支援、あるいはその下のコンピューター管理事業では学習用ソフトの使用料や校務用パソコンの借り上げ料などを計上しております。

中学校費の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

原田委員 先ほど小学校のところで富山委員からもあったんですけども、この154ページの関東大会等出場派遣補助事業費、これ30万円と思うんですけども、これ具体的にどういったものに使われるのか教えてください。

学校教育課長 関東大会以上、全国大会なども含めてそちらに行くときの交通費とか、そういったものの実費分の補助ということになってございます。中体連の主催するものは、実額ほぼ全額補助といたしまして、中体連の後援しているものにつきましては2分の1の補助となっております。

以上でございます。

原田委員 子供たちへの補助、教員への補助含めてということでしょうか。

学校教育課長 一部引率とかも補助の対象になってございますので、そちら要項のほうで範囲のほうは定めさせていただいております。

委員長 ほかによろしいですか。

富山委員 遠距離通学費補助事業、これ何人の方に行っているんでしょうか。

学校教育課長 こちらのほう、実績のほうでございますけれども、令和6年度がお一人、令和7年度がお一人でございます。

こちらのほうの事業は、市のほうの事務事業評価のほうで廃止すべき事業というふうに位置づけられておりまして、令和7年度が最終ということで、令和8年度からこちらの事業のほうがなくなるというような予定になっております。参考までにお伝えしておきます。

以上です。

富山委員 この事業というのは、距離がやっぱり遠距離通学というんですから長い子だと思う

んですけれども、どのぐらいの距離を通っている子なんですか。

学校教育課長 具体的な地区といたしましては、戸多のほうの大内と下江戸地区で片道6キロ以上の通学距離がある生徒に対しての補助となっております。

以上です。

富山委員 卒業しちゃうからなくなっちゃうというような感じでよろしいですか。

学校教育課長 令和7年度で実際には卒業はしてしまうんですけれども、そこを区切りといいますか、令和7年度限りというような廃止ということで予定しております。

副委員長 要保護生徒あるいは準要保護生徒の割合は全体の何%ぐらいでしょうか。中学の。

学校教育課長 すみません、全生徒に対する割合でよろしいでしょうか。

副委員長 はい。

学校教育課長 中学校のほうですと、概算でございすけれども10%程度でございす。

副委員長 合わせてですか。

学校教育課長 合わせてです。

鈴木委員 154ページのこころの教室相談員の方なんですけれども、これはどのような配置で何名ぐらいで対応されていらっしゃるのでしょうか。

学校教育課長 各学園に1人ずつということで5人を配置しております。

以上です。

鈴木委員 学園ということは、では、こちら中学校費で上がっていますが、小学生も対象ということでしょうか。あと、どのぐらいの割合で中学生と小学生がいらっしゃるのかというのを各学園ごと教えていただければと思います。

学校教育課長 中学校を拠点としまして、その学園の小学校のほうにも出向いているというようなところでございまして、回数で申し上げますと、令和6年度、今年度は12月までに320人で2,149回が相談しているという状況でございす。昨年度、令和5年度1年間ですと1,090人が3,474回相談をしているというような形になっております。

以上です。

鈴木委員 こちら5人で対応できるものなんですか、各学園1人ということで。

学校教育課長 今のところ、相談員各学園1人ということで、この回数、人数はこなせていますので、まだ対応ができていうふうには考えております。

以上です。

鈴木委員 要望なんですけれども、こういった内容で、何ていうんですかね、お一人お一人のご相談だったりとかというのを本当に丁寧にしていただける体制を整えていただければと思います。

学校教育課長 こころの教室相談員のほかなんですけれども、例えば県の事業のほうでスクールカウンセラーの派遣とかというものもございすので、そのほかにまだ相談体制としてはあるというようなところで取り組んでいるというようなところでございす。

以上です。

原田委員 今回の鈴木委員の質問にちょっと関連してというか、お答えに対してなんですけれども、こころの教室相談員利用者の1,090人ということなんですけれども、これは延べ人数ということですよ。実人数じゃなく。

学校教育課長 はい、そのとおりでございます。

委員長 ほかによろしいですか。

延べ人数だから回数とは別だね。

ただいまの答弁、回数と延べ人数の関連等に……（録音漏れ）……します。

学校教育課長 ちょっと確認させていただきます。申し訳ございません。

委員長 後ほど報告のほうを、提出のほうをお願いします。資料ね。

では、次に、9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費について説明を求めます。

学校教育課長 157ページでございます。

下段になります。9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費1億1,743万円、前年比99万1,000円の増でございます。ひまわり幼稚園の管理運営に係る予算となっております。前年と大きく変わるところはございません。

幼稚園費につきましては、以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 なしということで、次へ参ります。

9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費について説明を求めます。

学校教育課長 170ページをお願いいたします。

下段になります。9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費6億5,965万円、前年比1億7,819万5,000円の増でございます。学校給食センターの管理運営に係る予算となっております。

主な増額の理由でございますが、172ページをお願いいたします。

給食センター運営事業におきまして、調理業務の民間委託に係ります委託料が令和6年度は半年分でしたが、令和7年度は1年分となることで増額となっております。

また、その下の給食センター施設整備事業でございますが、ボイラーの老朽化によります更新工事の経費を新たに計上しております。ボイラー工事は、夏休みを中心に施工する予定ですが、夏休みだけでは終わらず9月まではかかる見込みとなっております。そのため、9月の給食はセンターでの調理が行えないために、副食の提供を外部委託することにしておりまして、その分の委託料も増額となっております。その分の予算は、給食センター運営事業の委託料に計上しております。ご飯や牛乳などの主食類は、外部から直接学校へ搬入しておりますので、9月も通常どおり提供を予定しております。

また、173ページの上段でございます。

いい那珂子育て給食費支援事業でございますが、こちら新規事業となっております。昨今の物価高騰の影響によりまして、給食の食材のほうも高騰が続いておりまして、今年度も補正予算により補填をしているところでございます。来年度以降もこの状況が続くというふうに見込まれておりますので、その対応としまして給食費のほうを増額改正することといたしましたけれども、児童生徒の給食費につきましては、現在の負担額をそのまま据え置きまして、不足分は市で補助することといたしました。その補助分をこの事業に計上しているものでございます。

計上額は、これまでの児童生徒1人当たりの補助を月額300円を市から補助しておりましたが、それに加えて月額1,200円を上乗せしまして、月額1,500円を補助するというようにしております、子育て世帯の負担軽減を図るものでございます。

教職員等の給食につきましては、月額1,200円の増額をお願いするという予定にしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

榊原委員 いい那珂子育て給食費支援事業、今現時点多分300円プラス、今、課長おっしゃった1,500円ということなんですけれども、具体的にこれで本当に今もう食材高騰というのが目まぐるしく上がっちゃっている時代の中で、実際足りるんですか、これ。

学校教育課長 そそこが非常に悩ましいところではあるのは実際のところでございまして、こちらの額のほうは今年度6年度の賄材料費の実績をベースしまして、プラスアルファさなる値上げ見込みというものも加味はしているんですけれども、この先、どこまでこの値上げが続くかによってちょっと危うい部分ももしかしたら出る可能性はあるのかなというふうには考えておりますが、現時点ではそういった形で算出した金額となっております。

以上です。

榊原委員 もちろん、これ一保護者という観点からの視点とか、今いろんな視点からちょっと意見をお話しさせてもらっちゃいますと、やはりこういうふうにもう物価上昇著しい中で、実際問題、やっぱりこれ支援事業として市の予算から出すというのはこれはありがたい話なのも大前提なんだけれども、やはりこの給食費の改定というところというのはもう避けられない道だと私は実は思っているんですけれども、そのところについてはどう思いますか。

学校教育課長 給食費については、無償化というような一方で流れもありまして、県内の市町村でも非常に多く取組が見られているというところがございますので、そこで本市がこの値上げという逆方向にという部分が保護者の理解と負担軽減というところを併せます

と、なかなかちょっとハードルが高いのかなという判断を今現在ではしているところです。
委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結します。

以上で学校教育課所管部分を終了といたします。

暫時休憩をします。

執行部は入替えをお願いします。

休憩（午前10時45分）

再開（午前10時47分）

委員長 再開します。

生涯学習課が出席をしました。

続きまして、議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算（生涯学習課所管部分）を議題とします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、2目公民館費、3目青少年対策費、4目歴史民俗資料館費、5目文化財保護費、6目市史編さん費、7目図書館費について説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課長の平野です。ほか8名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書160ページをお開きください。なお、主要事業説明書については113ページから118ページまでが生涯学習課所管事業となっております。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費2億4,111万2,000円、2,849万4,000円の増となります。こちらは主に社会教育委員の会議や二十歳の集いの開催に係る経費及び家庭教育支援に関する予算です。増額の主な理由は、職員人件費の増となります。調理員からの任用替えによる職員数の増や会計年度任用職員の昇給見込み分になります。

次に、162ページをご覧ください。

2目公民館費8,355万5,000円、541万3,000円の減となります。こちらは中央公民館の管理運営に関する予算です。減額の主な理由は、職員1名減により職員人件費の減となります。

次に、164ページをご覧ください。

3目青少年対策費637万2,000円、2万6,000円の増となります。こちらは、青少年相談員の設置やふるさと教室開設などの予算となります。

次に、165ページをご覧ください。

4目歴史民俗資料館費3,550万8,000円、650万2,000円の減となります。こちらは歴史

民俗資料館の管理運営に関する予算や特別展開催に関する予算を計上しております。減額の主な理由は、職員1名減による職員人件費の減となります。

次に、166ページをご覧ください。

下段になります。5目文化財保護費3,409万5,000円、1,752万9,000円の増となります。こちらは主に文化財保護審議会の運営費や額田城跡の維持管理費などに関する予算を計上しております。増額の主な理由は、額田城跡整備事業で、額田城本丸の試掘確認調査を実施するため委託料を計上したことによるものです。

次に、167ページ中段をご覧ください。

6目市史編さん費26万3,000円、803万7,000円の減となります。こちらは市史編さん調査等に必要の予算を計上しております。減額の主な理由は、今年度、那珂市史地誌編を刊行し、編さん業務が完了したことによる委託料の減となります。

次に、下段になります。7目図書館費8,605万7,000円、859万1,000円の減となります。こちらは図書館の管理に伴う経費や図書館システムの賃借料、図書資料の購入費などの予算を計上しております。減額の主な理由は、図書館管理事業で、照明設備改修工事完了に伴う工事請負費の減となります。

5項社会教育費については以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

榊原委員 額田城跡整備事業なんですけれども、試掘確認調査ということなんです、これ令和7年度はどの程度まで試掘調査という具体的なものというのは、分かる程度で。

生涯学習課長 こちらは本丸のほうの試掘確認調査を行います。

榊原委員 試掘調査というと、どういう調査なんですか。

歴史民俗資料館長 試掘調査といいますと、一般的に発掘調査には2種類ありまして、遺構があるかどうかを確認するものが試掘調査になっております。今回は試掘調査ということですので、額田城本丸の何かしらの痕跡を確認する調査になります。

榊原委員 そうすると、掘って何かをすることによって、もしかしたら過去にこういうものがあったみたいなのを探る調査という解釈でよろしいわけですね。ありがとうございます。

委員長 ほかによろしいですか。

原田委員 161ページの家庭教育支援事業というのは、どういった事業なのかというのを教えていただきたいです。

委員長 それは、担当課外ですね。大丈夫ですか。

生涯学習課長 こちらは菅谷保育所とひまわり幼稚園に家庭学級のほうを設置しております。

そちらのほうの学習会の予算と、あともう一つは訪問型家庭教育支援事業というのをやっておりまして、そちらのほうの予算となります。

富山委員 歴史民俗資料館なんです、これ年5回企画展なんかを行って、来場者数を増やし

ているということなのですが、どのぐらい来場者数というのは増えますか。

生涯学習課長 こちらは、令和5年度が3,397人で、令和6年度が3,825人ということで、500人ほど増加しております。

富山委員 これはやっぱり企画展をやると増える、何もないふだんの平常時というのは、どのぐらいの来場者数が来られるのかちょっと伺いたいんですが。

生涯学習課長 今年度の来場者数はまだ出ていないんですけども、令和5年度で言いますと、全体の入場者数が4,617人、そのうち、常設展のほうが1,220人となります。これは既設展等の入場者数となります。

副委員長 公民館費と歴史民俗資料館費の中で職員減というのがありました、その理由をお聞かせいただけませんか。

生涯学習課長 こちらは、計上のほうは総務課のほうになっておりますので、ちょっと理由のほうはこちらでは分かりかねる部分があるんですが、一応歴史民俗資料館のほうは、現状の人数の予算となっております。

歴史民俗資料館のほうは、職員が1名減と予算のほうはなっております、現状の今年度の当初予算からは1名減となっておりますので、現状の予算をつけております。

副委員長 話が見えないです。

今年度に辞めた方がいらっしゃるということですか。それで、仮に辞めたとして、その方のやっていた分の仕事はほかの職員にかぶさるんじゃないかと思うんですが、その辺の事情はどうなっているんでしょうか。

生涯学習課長 現状、職員数3人でやっております、昨年度は4人おりました。すみません、昨年度も3人です。予算上4人で取っていたということになります。

副委員長 つまり、去年と今年度ですか、は4人計上していたけれども、3人だったということですね。4人計上したということは、4人分の仕事があるという意味ではないんですか。その辺をお伺いします。

生涯学習課長 そうですね、4人分の仕事はあると思うんですけども、それを3人でやっているということになるかと思えます。

副委員長 そうしたならば、資料館ではもう一人を新たに雇うつもりはなくて、3人に4人分の仕事を押しつけたままにしたいという意味ですか。

生涯学習課長 こちらのほうは総務課のほうで配置することになっておりますので、担当としては4人を要望したいところではございますが、そちらは総務課のほうにお任せということになります。

副委員長 つまり、総務課のほうには4人欲しいと言っているということでもいいんですか。それ答えられないかな、立場上。

生涯学習課長 ちょっとそのあたりの回答は差し控えさせていただきたいと思います。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 では、次へ参ります。

9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、3目体育施設費、4目総合公園費について説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、169ページをお開きください。

下段になります。9款教育費、6項保健体育費のうち、生涯学習課所管分の説明をいたします。

1目保健体育総務費2,634万7,000円、8万4,000円の減となります。こちらはスポーツ推進委員設置に関する経費やスポーツ教室開設などの予算を計上しております。

次に、173ページをお開きください。

3目体育施設費7,105万6,000円、5,065万5,000円の増となります。こちらはスポーツ推進室が管理する市内各体育施設の管理費の予算になります。増額の主な理由は、神崎グラウンドのテニスコート整備の予算を計上したことによるものです。

次に、174ページをお開きください。

4目総合公園費3億24万8,000円、9,814万円の増となります。こちらは那珂総合公園の管理運営に関する予算となります。増額の主な理由ですが、総合公園の空調設備改修工事の予算を計上したことによるものです。

6項保健体育費については以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

鈴木委員 神崎グラウンドの整備工事費ということなのですが、今現在、何名ぐらいの方がどのぐらいの頻度で活用されていらっしゃるのでしょうか。

体育G長 答えします。

神崎グラウンドのテニスコートにつきましては、今年度でいいますと2月までなんですけれども、延べ7,952人が利用されております。

以上でございます。

委員長 ほかよろしいですか。

副委員長 神崎のテニスコート整備なのですが、整備内容はどのようのでしょうか。私も使ったことがあるんですけども、ここ最近では忙しくてテニスやれないでいるんですが、どんなサーフェイスにするのかとか、そういうのも聞きたいです。

生涯学習課長 こちらは4面あるテニスコート、今ハードコートなんですけど、そちらを人工芝のオムニコートに改修いたします。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 それでは質疑を終結します。

以上で生涯学習課所管部分を終了とします。

暫時休憩します。

再開を11時10分といたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時02分）

再開（午前11時10分）

委員長 再開します。

健康推進課が出席をしました。

議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算（健康推進課所管部分）を議題といたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、2目予防費、未熟児療育医療給付事業を除く、3目健康増進事業費について説明を求めます。

健康推進課長 健康推進課長の玉川です。ほか3名が出席をしております。よろしくお願いいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

それでは、予算書96ページをお開きください。主要事業説明書につきましては、64ページから68ページまでが健康推進課所管の事業となっております。

予算書96ページ中段をご覧ください。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額3億3,259万5,000円でございます。前年度と比較しまして2,355万3,000円の増額となっております。このうち健康推進課所管分の事業としましては、休日診療委託事業や保健福祉センター管理事業、二次救急医療施設への運営費補助等に係る負担金などの事業費の予算となっております。

続きまして、予算書98ページをご覧ください。

中段になります。2目予防費、本年度予算額2億398万8,000円でございます。前年度と比較しまして213万4,000円の減額となっております。こちらは予防接種事業、妊産婦や乳幼児の健康診査、健康相談事業、妊活医療費助成事業等になっております。

ここで予防接種事業につきましては、主要事業説明書65ページのほうに挙げてありますので、ご覧ください。

令和7年4月から予防接種法の中におきまして带状疱疹予防接種、こちらの予防接種が定期化されることになっております。そちらに伴いまして市のほうで行う予防接種のほうにも带状疱疹の項目を追加しておりますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。

また、予防接種、同じ予防接種にはなりますが、今回令和7年度の当初予算には新型コ

ロワクチン接種に関する予算のほうは計上をしておりません。令和6年度につきましては、接種に係る国のほうからの助成金というものがありましたので、そちらのほうで対応させていただきましたが、現時点におきまして国のほうからのそういった助成金に係る明確な指示が今のところ出ておりませんので、そちらのほうが出ましたらば、必要な予算のほうを補正予算のほうで対応させていただきたいと考えております。

次に、主要事業説明書の67ページになりますけれども、妊活医療費助成事業のほうをご覧くださいと思います。

妊活医療費助成事業のうち、不妊治療の助成につきましては、今年度4月から市独自の助成という形で実施をしてきております。これまでに2月末現在になりますけれども、延べ48件の申請がありまして、助成のほうを行ってきております。1人当たり最大、一番多い方で7回申請がありました。ただ、申請の回数をこちらのほうで状況を見ましたところ、申請と助成回数は同じになりますけれども、2回以下の方が約7割、70%、6回以下の方で95%というような回数となっております。今回こういった助成回数の状況を見まして、あと不妊治療に係る部分に関しましては、年代によるものと治療回数に応じた妊娠率の変動ですとか、女性の体への負担、そういったところを考慮しまして、令和7年度以降は助成回数のほうの見直しをしていきたいと考えております。事業内容の中段に記載がありますとおり、治療開始日の年齢に応じまして、助成回数のほうを通算6回または3回という形にしたいと考えております。こちらの回数につきましては、保険適用になっております不妊治療の適用回数と、そちらのほうも参考にさせていただいて、同じような形とさせていただきました。

続きまして、予算書のほうになります。

予算書100ページ中段になります。

3目健康増進事業費、本年度予算額5,334万8,000円でございます。前年度と比較しまして131万2,000円の減額となっております。こちらは、疾病の早期発見や健康の保持増進を図るための各種健康診査事業ですとか、がん検診等そちらの事業等がございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

原田委員 ちょっとお聞きしたいのが、予算書98ページの予防接種事業の中の予防接種健康被害救済費1,000円ということで載っていると思うんですけども、そうか、これ予算だから、ごめんなさい、何でもなかったです。間違いました。ありがとうございます。

副委員長 予防接種のほうなんですけど、現在何、ここに載っているんですけども、インフルエンザ載って、肺炎球菌ワクチン載って、あと何だろう。

健康推進課長 主要事業説明書65ページにあります予防接種事業、そちらの事業内容のところにあります予防接種名、全て実施しているものにつきましてはそちらに記載のとおり

となっております。

副委員長 このほかないということですね。

健康推進課長 市の中で市が補助をしてやっているものは、これ以外はございません。

富山委員 引き続きその予防接種事業なんですが、子宮頸がんワクチン、これ受ける方というのは一度ぐんと減った経緯がありましたけれども、その後、戻ってこられたというか人数は増えてきているのか伺います。

健康推進課長 子宮頸がんワクチンにつきましては、徐々に戻ってきてはおります。以前のような数字までは戻ってきておりませんが、昨年度と比較しますと、一般質問でも鈴木委員のほうからキャッチアップの方への周知のほうをもっと積極的にしてはどうかというお話をいただきました。

キャッチアップの方につきましては、去年の数字から見ますと今年度、去年の2.9倍ほど現時点で、まだ3月の接種が残っておりますので、最終的なところは出てはおりませんが、随分キャッチアップの方は今年度で終了ということもありますので、まず1回目までを終了していただくということもありますので、それにつきましてもかなり随分上がっているかなと思っております。

中学1年生からの定期接種に関しましては、そこまでではないんですが、昨年度よりは数字が上がっているという状況になっております。

富山委員 これ重篤な副作用の被害があつてそうなっちゃったと思うんですが、そのような現状でその後いろいろな国の機関でもいろいろな重篤被害という確認というのは、その後もあるのかなのかというのをちょっとお聞きしたかったんですけども。

健康推進課長 すみません、私のほうでそういった再開してからの中での健康被害等に関する数字のほうを拾ってはおりません。申し訳ありません。ただ、市内におきましては、そういった問合せにつきましては、現在のところありません。

鈴木委員 子宮頸がんワクチンなんですけれども、引き続きそのキャッチアップの方がお薬が足りなくて、本当は今年度までだったんですけども、延ばしますというような話を何かあったと思うんですけども、いつ頃まで延ばす予定でしょうか。

健康推進課長 キャッチアップの方につきましては、今年度1回まで終わっている方につきまして来年度いっぱい、令和8年3月31日まで、そこまで期間を延ばしまして、2回目、3回目も接種希望される方はそちらのほうをしていただくような形で国のほうからも通知がありましたので、こちらのほうもそういった準備をしながら周知をしていこうと思っております。

鈴木委員 今までだと女性だけの予防接種になっていると思うんですけども、今後、国のことも関係あると思うんですけども、男性に対するその子宮頸がん予防ワクチンの件というのはどのようにお考えになっているのかとかというのをお聞きをしてもいいですか。

健康推進課長 現在のところ、市のほうでは男性に関しての子宮頸がんワクチンの接種につい

ては検討をしておりません。国のほうの動向を見ながら、そのあたりは対象年齢も含め考えていきたいと思っております。

以上です。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結します。

以上で健康推進課所管部分を終了とします。

暫時休憩します。

執行部は入替えをお願いします。

休憩（午前11時23分）

再開（午前11時24分）

委員長 それでは、再開します。

社会福祉課が出席をしました。

議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算（社会福祉課所管部分）を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金、外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業を除きます。3目障害福祉費について説明を求めます。

社会福祉課長 社会福祉課長の猪野です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書76ページをお開きください。主要事業説明書につきましては39ページから43ページまでが社会福祉課所管事業となっております。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費8億7,716万9,000円。主なものでございます。予算書77ページ下段の外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業、国民健康保険特別会計繰出金を除きますと、職員人件費といたしまして、社会福祉課、子ども課、介護長寿課、保険課に係る職員の給与手当等と、予算書78ページ中段にございます包括的支援体制整備事業、主要事業説明書では40ページが主なものでございます。この包括的支援体制整備事業でございますが、福祉における複合的な課題を抱える市民に対し、市では相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を複数の視点や分野から文字どおり重層的かつ包括的に行っていくこととしています。このうち、当課分では、社会福祉協議会に委託し、ひだまりの2階に設置してございますふくし相談センターの運営などの経費を計上してございます。

このほか、戦没者追悼式開催事業を計上してございます。令和7年は、ちょうど戦後80年目の節目でございます。開催日は未定でございますが、10月下旬から11月上旬に実

施できるよう、準備を進めているところでございます。

続いて、予算書80ページをご覧ください。

3目障害福祉費19億1,618万3,000円、前年と比べまして1億8,458万9,000円増加した主な理由でございますが、予算書81ページ中段の障害福祉サービス給付事業、主要事業説明書では41ページでございますが、この事業におきまして障がいのある方に給付する各種サービス事業所の職員の皆様の賃金の上昇、また物価高の影響に伴います報酬改定が令和6年度中にごございました。これによりまして大幅な増を見込んだことによる増額でございます。

なお、地域生活支援事業につきましては、主要事業説明書42ページのとおりでございます。

このほか予算書82ページ中段の障害者プラン推進委員会設置事業でございますが、現行のプランは一部は令和8年度までとなっておりでございますので、あらかじめ令和7年度中に障がいをお持ちの方だけではなく障がいをお持ちではない方も対象としましてそれぞれアンケートを実施する予定でございます。このため郵送料等を計上してございます。

また、この推進委員会では、障害福祉をめぐる状況の変化を踏まえまして社会福祉協議会に委託して実施しております地域活動支援センター等のように民間事業者も実施している事業や在宅心身障害者（児）福祉手当支給事業のように旧来の考え方に基づきまして昭和40年代から開始した市の独自事業につきまして、令和7年度中に事業を見直す検討を行う予定でございます。具体的な見直し内容につきましては、特に地域活動支援センターにつきましては、現在の利用者の皆様に、これまでの地域活動支援センターに代わって新たに利用することとなる事業所についてご理解をいただいた上で令和7年度の推進委員会に報告した後、条例の改正案としてお示しできればと考えてございます。

社会福祉費の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

鈴木委員 80ページの障害福祉費のところでの比較の違いというのがちょっと理由というのがなかったと思うんですけども、教えていただいてもいいですか。

社会福祉課長 お答えします。

障害福祉費の増加、こちら10%を超える増加となっておりますが、この理由でございますが、主なものは障害福祉サービス給付事業、こちらによるものでございます。この中で特に大きなウエートを占めておりますのは、19節扶助費の中ほどにございます自立支援サービス給付費でございます。こちら具体的に申しますと事業所の単価の報酬改定等がございまして、大幅な増になったということでございます。

以上です。

委員長 ほかよろしいですか。

副委員長 障がい関係のアンケート実施という話もありましたが、何人ぐらいにアンケートを求める予定でしょうか。

社会福祉課長 アンケートにつきましては、およそ1,750人ほど前回は取っておりますので、令和7年度に実施するアンケートも同程度のものを考えてございます。

鈴木委員 80ページのタクシー利用助成事業とあると思うんですけども、一度一般質問とかでもおっしゃっていたと思うんですけども、現在、その筑波大だったりとか、市外の病院に行くということも可能なのか教えていただけますか。

社会福祉課長 お答えします。

タクシー利用助成事業でございますが、主な指定につきましては医療機関等の往復を想定してございます。したがって、市外市内を問わずに病院等に受診をする際にご利用いただくことは可能ではございますが、1回当たりの上限がございます。タクシーチケット1枚600円、2枚までを使えることとしておりますので、1回当たり1,200円を上限として助成してございます。

以上です。

委員長 ほかよろしいですか。

富山委員 難病患者福祉手当支給事業、これ何人の方が受けられていますか。

社会福祉課長 お答えします。

令和5年度の実績でございますが、393名の方に支給してございます。

以上です。

富山委員 ここ最近、その枠が広がった話とかないですよ。以前一般質問した経緯があるんで、何か新しいものが難病指定されたかとかというのはございますか。

社会福祉課長 お答えします。

令和3年11月に傷病数が338であったものが、令和6年4月1日からは341というふうに拡大しております。今後もこの傾向は続くものというふうに考えてございます。

以上です。

鈴木委員 ちょっと疑問なんですけれども、77ページの外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業というのは1,000円なんですけれども、これというのは、具体的にどのような事業でしょうか。

社会福祉課長 申し訳ございません。こちらは介護長寿課の所管事業でございますので、よろしく願いいたします。

(「すみません」と呼ぶ声あり)

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、次の3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、2目扶助費について説明を求めます。

社会福祉課長 予算書94ページをご覧ください。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費8,549万7,000円。主なものは職員人件費としまして社会福祉課生活保護担当の給料手当等と、予算書95ページ中段の生活困窮者自立支援事業でございます。

続きまして、2目扶助費5億614万7,000円、生活保護に係ります扶助費でございます。

それぞれの内訳、受給者数等の推移等は、主要事業説明書43ページに記載のとおりでございます。

前年と比べまして1,400万円増加した主な理由でございますが、令和6年度は受給者数が300人前後で推移してございます。数年前と比べまして高止まりしている傾向がございます。また、当市の生活保護受給世帯の多くが高齢世帯であることが要因となりまして、特に生活扶助費のほか、介護扶助費などの伸びを見込んだことによる増額でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

原田委員 生活保護受給世帯で高齢者が中心ということだと思うんですけども、多分本市1世帯、外国人世帯があるかなと思うんですが、こちらに生活保護を給付する法的根拠とかというのはございますか。

社会福祉課長 お答えします。

生活保護法には国民とございます。その一方で厚労省の通知によりまして、外国人につきましても同等程度の場合には扶助するものという通知が以前出てございますので、それを根拠に行っているところでございます。

委員長 あとよろしいですか。

富山委員 1つ聞いておきたい。これ受給者数の推移なんですけれども、世帯数と被保護者数がそんなに離れていないということは、独り暮らしのお年寄りが多いのかなと思うんですけれども、その点伺います。

社会福祉課長 おっしゃるとおりでございます。受給者数が300人、世帯数が240世帯程度、247世帯でございますので、こちら一人世帯の方が相当数を占めている現状でございます。以上です。

委員長 では、質疑、あとないですね。

(なし)

委員長 では、質疑を終結します。

以上で社会福祉課所管部分を終了とします。

暫時休憩します。

執行部は入替えをお願いします。

休憩（午前11時38分）

再開（午前11時40分）

委員長 再開をします。

こども課が出席をしました。

議案第10号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、それから議案第11号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、この2つは関連がありますので一括して議題といたします。執行部より説明をお願いします。

こども課長 こども課長の萩野谷です。ほか9名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にてご説明させていただきます。

それでは、議案第10号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、また関連性が高く改正内容が重複する部分が多くございますので、議案第11号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、この2件につきまして一括してご説明をさせていただきます。

それから、説明をさせていただく前に、用語の説明といいますか、一部補足の説明をさせていただきますと思います。

まず、議案第10号の条例名の中に、家庭的保育事業等とございますけれども、もう一つの条例ですね、議案第11号の条例の中ほど、特定地域型保育事業という名称がありますけれども、こちらにつきましては、児童福祉法の言い方と、子ども・子育て支援法による言い方の違いでありまして、意味といいますか、指しているものは同じ内容になっています。ですので、今回の条例は内容が重複しているという部分が多くなってございます。

それから、参考までに申し上げますと、上位法により事業名が異なっておりますが、家庭的保育事業等、それから特定地域型保育事業につきましては、原則19人以下の少人数の単位で、ゼロ歳から2歳までの子供を保育する施設を意味しております。

市内に所在する施設ですと、事業所内保育事業でありますやえナーサリー・スクール、それから小規模保育事業であるゆいのいえ、家庭的保育事業でサンライズキッズ保育、失礼しました。小規模保育事業がサンライズキッズ保育園那珂園、それから家庭的保育事業がゆいのいえという市内に3つの施設がございます。

それから、議案第11号の条例名の中に特定教育・保育施設とございますが、これにつきましては認定こども園や幼稚園、保育所を指してございます。

議案の説明の中で何回か言葉が出てきますので、ご承知おきいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第10号をご覧ください。

議案第10号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料1 ページをご覧ください。

那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由ですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、改正条文になりますけれども、資料の2ページから3ページに、また新旧対照表につきましては4ページから8ページにかけまして掲載をしておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、9ページをご覧ください。

改正する条例の概要になります。

改正の理由につきましては、先ほどご説明いたしました提案理由と同じ内容になりますので、説明は割愛させていただきます。

続いて、改正の概要です。

初めに、次の議案第11号の条例の一部改正と重複している部分について先にご説明をさせていただきます。

まず、第6条関係、保育所等との連携になります。

第6条第1項では、居宅訪問型保育事業を行う者を除く家庭的保育事業者等について明記している条項を追加する改正。同条第1項第1号では、連携施設が行う保育施設の内容に関する支援を実施することを保育内容支援と定義づける改正。

1つ飛びまして、第6条第2項では、連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合、保育内容支援の規定を適用しないことができるとする条文を追加する改正。

同条第3項では、保育内容支援連携協力者の定義について明記する改正。

同条第4項では、連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合、代替え保育の規定を適用しないことができるとする要件を緩和する改正となります。

同条第5項では、代替え保育連携協力者の定義について明記する改正。

最後に、一番下の記載になりますけれども、附則第3条、連携施設に関する経過措置で経過措置期限を15年に延長するものとなります。現在は10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができると示されておりますので、5年間延長されるという内容となっております。

ここまでが議案第11号と重複している、または関連している部分の改正となります。

それでは続いて、関連していない部分についてご説明をさせていただきます。

下から2段目、第16条、食事の提供の特例になります。家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う際に求めている栄養士による必要な配慮について、栄養士は管理栄養士による必要な配慮に改めるものです。

その他の改正につきましては、項ずれが生じたことによるものとなりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、次の10ページをご覧ください。

改正条例附則になります。

第1項、施行期日ですが、この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、公布の日から施行するとしております。

議案第10号の説明は以上となります。

続きまして、議案第11号をご覧ください。

議案第11号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由ですが、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものとなります。

続きまして、改正条例部分につきましては、資料の2ページから3ページに、また新旧対照表を4ページから8ページにかけて掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、9ページをご覧ください。

改正する条例の概要になります。

改正する理由につきましては、先ほどご説明いたしました提案理由と同じ内容になりますので、説明は割愛させていただきます。

続いて、改正の概要です。

第2条第23号では、特定地域型保育事業の定義とする子ども・子育て支援法の条項の改正です。

第7条第2項では、児童福祉法第24条第3項を引用する条項の追加になります。

第37条では、定義規定が改正になったことに伴い、引用する条項を改正するものです。

第42条第1項、これ以降につきましては、資料10ページの改正条例附則まで議案第10号における条例の一部改正と同じ内容となっておりますので、説明につきましては、割愛させていただきます。

それから、今回、上位法が改正されたことに伴いまして、市の条例が改正となりましたが、その内容につきましては、連携施設要件の緩和であったり、連携施設を確保しないことができる、または期間を延長するといった改正となっております。

また、こども課におきましては、令和3年4月に、地域型保育事業における連携施設の確保に関するガイドラインを作成しておりまして、連携施設の確保方法や連携内容について掲載しているほか、契約書のひな型などを示しまして、各施設同士で連携施設が確保できるよう働きかけを行っておりますので、今回の条例改正におきまして、影響を受ける市内の施設はないものと思っております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないということで、討論を終結いたします。

お諮りします。

議案第10号、議案第11号の2件につきましては、関連しておりますので、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、一括して採決を行います。

これより議案第10号、第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第10号、第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算（こども課所管部分）を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、6目医療福祉費について説明を求めます。

こども課長 それでは、議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算につきまして、予算書に基づきご説明をさせていただきます。

予算書の84ページをお開きください。

なお、主要事業説明書につきましては45ページになります。

それでは、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

予算書84ページの上から2段目をご覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、6 目医療福祉費 3 億9,693万3,000円。医療費助成制度に係る予算となります。通称マル福と言っておりますが、対象者は妊産婦、小児、ひとり親世帯、重度心身障がい者となりまして、医療費の負担軽減のための扶助費及びその事務等に係る予算を計上しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、次にまいります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、2 目児童措置費、3 目保育所費、4 目発達相談センター費について説明を求めます。

こども課長 それでは、予算書の85ページをお開きください。

なお、主要事業説明書につきましては46ページから50ページまでとなっております。

それでは、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

予算85ページの下段からになります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 3 億1,910万9,000円。こちらにつきましては学童保育事業や母子・父子自立支援事業、児童入所施設措置事業、こども家庭センター運営事業などの予算を計上しております。

前年度と比較いたしまして4,441万2,000円の増となっておりますが、その主な理由といたしましては、予算書86ページ、説明の欄の上から4つ目の事業、それから主要事業説明書ですと46ページになっておりますが、学童保育事業におきまして、昨年10月から公立学童保育所の運営を民間事業者へ委託しておりまして、令和6年度の委託料につきましては6か月分の予算計上でしたが、令和7年度につきましては12か月分の予算を計上してございます。

また、市内6か所の民間の学童保育所に対しまして、運営費の補助金を交付しておりますが、補助の根拠となります子ども・子育て支援交付金交付要綱が改正されまして、補助金の基準額や加算額等の単価が見直されたことに伴い、交付すべき補助金が3,581万6,000円増額となっていることなどによるものです。

続きまして、88ページをご覧ください。

2 段目になります。2 目児童措置費29億8,117万7,000円。児童手当や児童扶養手当の支給に係る扶助費や事務費、また民間保育所等で実施する児童入所事業の……

委員長 お昼にかかりましたけれども、こども課の事項を審議したいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

こども課長 児童措置費につきましては、児童手当や児童扶養手当の支給に係る扶助費や事務費、また民間保育所等で実施する児童入所事業の委託料や保育に係る各種事業に対して

交付しております補助金などを計上いたしましたほか、新規事業といたしまして、妊婦のための支援給付事業の予算を計上しております。

前年度と比較いたしまして5億450万8,000円の増となりますが、その主な理由といたしましては、まず予算書88ページの説明の欄、上から2つの目の事業で児童手当支給事業になりますが、昨年10月以降分の児童手当から児童手当の抜本的拡充といたしまして支給対象者や多子加算などが見直され、これにより扶助費が2億7,990万円の増額となっております。

また、その下の民間保育所等児童入所事業、主要事業説明書ですと47ページになりますが、昨年12月の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じまして、保育士、幼稚園教諭等の給与の見直しが行われたことに伴い、委託料が2億3,225万8,000円増額となっていることなどによるものです。

それから、先ほど新規事業といたしまして、妊婦のための支援給付事業の予算を計上しているとご説明させていただきましたので、少し説明を加えさせていただきたいと思います。予算書では89ページ、2目児童措置費の説明の欄の一番最後に記載されている事業となっております。主要事業説明書では48ページになりますので、そちらをご確認いただければと思います。

妊婦のための支援給付事業につきましては、令和4年度から実施しております出産・子育て応援給付金事業に代わりまして、令和7年4月1日以降、新たな給付として制度化された事業となっております。事業費総額で3,077万円を計上してございます。

事業内容につきましては、出産・子育て応援給付金事業とほぼ同様となりますが、全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう妊娠期から出産・子育て期に至るまで保健師などが様々なニーズに即した相談に応じながら必要な支援につなぐ伴走型の相談支援により、妊産婦の心身のケア、精神的なケアを行うとともに、経済的負担軽減を図るため妊婦支援給付金を支給するなど総合的な支援実施に努めることとしております。

なお、経済的支援といたしましては、妊娠届出時の妊婦支援給付認定後に5万円、そして出産後、乳児全戸訪問の面談後に妊娠していた子供の数掛ける5万円となりまして、2回に分けて支給いたします。

簡単ですが新規事業の説明に代えさせていただきます。

続きまして、89ページをご覧ください。

下段になります。3目保育所費3億4,315万2,000円。菅谷保育所及び地域子育て支援センターつぼみの管理運営などに係る予算を計上してございます。前年度と比較いたしまして4,764万円の増となりますが、その主な理由といたしましては、まず職員人件費におきまして報酬や給料、職員手当等が増額になったことによるもので、先ほど別事業でご説明いたしましたが、人事院勧告に伴う給与改定に準じて職員の給与等の見直しが行

われたことにものによるものです。

また、予算書90ページをご覧いただきたいと思います。

一番下の事業になりまして、菅谷保育所管理事業になりますが、菅谷保育所の排煙窓の改修工事を行うため、工事請負費といたしまして2,152万2,000円を計上していることなどによるものです。排煙窓の改修工事につきましては、定期点検を行った際、経年劣化等による作動不良などの不具合が指摘されましたので、建築基準法や消防法の現行基準に適用するよう、設備の入替えを行いますとともに、菅谷保育所の安全安心な利用環境を確保するため、予算を確保したところでございます。

続きまして、93ページをご覧ください。

下段になります。4目発達相談センター費249万7,000円。こども発達相談センターすまいるの運営に係る予算を計上してございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

鈴木委員 86ページなんですけれども、上段のファミリーサポートセンター事業というものがあと思うんですけれども、具体的にどのような事業なのかということと、あと令和6年のときに環境整備をしますというような内容だったと思うんですが、実際どのようなことを行ったのか教えていただけますか。

こども課長 ファミリーサポートセンター事業につきまして、補足をさせていただきたいと思っています。

こちらの事業につきましては、社会福祉協議会のほうに委託をしております、そちらの会員になられた方同士で育児援助であったり、家事援助などを行う事業となっております。

それから、環境整備を変えるということのお話でしたが、ちょっとその辺につきましては、ファミリーサポートセンター事業ではない事業かと思っています。

榊原委員 主要事業説明書の46ページ、学童保育事業です。入所状況なんですけれども、これちょっと学校の児童数と比例したところと言っちゃうと、額田学童保育所が極端に少ないんですけれども、これというのは何かあるんですか。

こども課長 統計的には取っていないのですが、やはり本米崎に子コロっコロ本米崎クラブというのがありまして、そちらに通っている方もいらっしゃると思いますし、額田地区ですと、やはり何ていうんでしょう、核家族ということではなく、その近所にお父さん、お母さんのほかにおじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃるということで学童に通わなくても済むということではないかと、あくまで推測になってしまっていますが、だと思います。

榊原委員 分かりました。ありがとうございます。

鈴木委員 同じ主要事業説明書の学童保育の件なんですけれども、菅谷東学童って以前は100名が定員だったと思うんですけれども、現在150名ということで、その需要と供給とか、あそこの場所が合っているのかとか、場所は改修とかされていないので中身自体は変わっていないと思うんですけれども、どのような形で150名定員で、今どのような支援員がいてというのを現状教えていただけますか。

こども課長 委員おっしゃるとおり、学童保育、やはり菅谷東だけではなくて定員オーバーしてきております。

実は、学童保育の定員を決めるに当たりまして、面積要件というのがございます。1人当たり1.65平米を確保しなさいということがありますので、その1.65平米で割り返しますと定員を増やせるということになっております。

ただ、やはり定員を増やしただけでは学童の運営は成り立ちませんので、こちらは今、昨年10月から運営を民間委託しておりますアンフィニのほうで支援員の確保に努めておりまして、支援員を確保しながら学童定員を増やししながら、待機児童がないようにということで今調整しながら進めているところです。

鈴木委員 あと、主要事業説明書の47ページの保育所の件なんですけれども、近隣の自治体ですとの話なんですけれども、兄弟別々に入っているということも多々見られるということなんです、那珂市内ではそういったことはなく、こちらの定員の中に兄弟が皆さん希望のところにいられているということでしょうか。

こども課長 そうですね、ご家族のご希望に沿った形で入園できれば一番いいとは思っているんですが、やはり預けることを優先となりますと、兄弟でも違った保育所に通っている方も中にはいらっしゃいます。保護者の方のご理解をいただいた上での入所になっておりますので、特に問題はないものと考えてはおります。

鈴木委員 すごく難しいと思うんですけれども、やっぱり兄弟、朝2つのところに送っていくというのは、本当に大変なことだと思うので、本当にご希望のところにいれるようにご尽力いただければと思います。すみません、要望です。

委員長 あと、よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、次に4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、未熟児養育医療給付事業について説明を求めます。

こども課長 それでは、予算書の98ページをお開きください。

2段目になります。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費2億398万8,000円。このうちこども課所管となりますのが、99ページ、説明の欄の下から2つ目の丸の事業になりまして、未熟児養育医療給付事業となっております。前年同額の180万1,000円を計上しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結します。

以上でこども課所管部分を終了とします。

暫時休憩します。

再開を午後1時、13時といたします。

休憩（午後0時12分）

再開（午後1時00分）

委員長 再開します。

請願第3号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書を議題といたします。

時間の都合上、請願の朗読は割愛させていただきます。

この件につきましては、請願者より内容説明の申出がありましたので、ご説明をいただいた後、この内容について審査を行う形といたします。

それでは、請願の内容の説明を5分程度でお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

請願者 今日は呼んでいただきありがとうございます。添付書類などは皆さんに配っていただいて、読んでいただいたと思うのでそちらのほうは割愛したいと思います。

それで、今日は新たにこのような図をタブレットのほうに入れていただいたと思うんですけども、ちょっとこれ、採択済みというんじゃなくて、今回4つの市町村、常陸大宮市、城里町、那珂市、あと小美玉市が請願提出したので染めてしまったんですけども、これは現在までの請願提出した市町村になります。1人でやっているのなかなか進まないんですが、一生懸命頑張っています。これだけの市町村に、ほぼ常総市以外、常総市だけが趣旨採択となっています。なので、ほかは大体全会一致で意見書のほうまで出していただいているんですけども、全部の市町村提出を目指して頑張っています。

今日もうちに置いてきた息子を心配ではいるんですけども、通常ずっと23時間ぐらいいは横になった状態になります。起きれないわけではないんです、この病気は。なぜかというと、起きると脳を浮かしている髄液が少ないので下がるので、小脳が圧迫されて、立っていれば立っているほど症状が悪くなってしまうということがあって、横になっているしかないという感じなんですけれども、横になっていなくちゃならないというのが何年も続くと、ほかの不具合とかも、筋力の低下、いろんなものが出てきてしまいます。なので、若い割には本当におじいちゃんみたいな歩き方になってしまったりとかもあり、

家のほうでリハビリとかいろいろ頑張って、鍼灸の先生に来ていただいたりとか、メンテナンスするぐらいしか、今現在できていません。

うちなんかは、私がそういうふうにはいろいろ手続すればできるんですけども、実際、県内で巡り合った患者さんなんかでは、生活保護を受けている方は分からない、診断つくかどうか分からない病気で、県外までなかなか行かせていただけないというのが実情でして、お会いした笠間市の方はゴミ屋敷のような、もう悲惨な家で、片づけすることもできないんだ。日々日々、本当に寝ているだけしかできない。治療もまず受けていないんで、よくなるわけはもちろんないので、生活保護を取ったので、治療はできないという人が、もう、そうですね、請願を出すことによって民生委員の方から相談とかもあったり、いろいろそういう相談もございまして、私が把握している人数以上の、私が把握しているのは20名ほどだったんです、私の患者会に属している方は。なんですが、その30市町村近く請願を出すことによって、いろいろな相談、私を知ってくれたりとか、請願のことを知ってくれて問合せがあるのが30件以上あるので、もしかしたらそれ分からないでもっと苦しんでいる患者がいるかもしれない。それに、起立性調節障害ということも書きましたが、そのほかにもこちらにも書いてありますが、グレーゾーンの患者が小学生で878人と、中学生が322人、病欠の5,000人とかの近い中に、さらに別でそれだけいる。それ以外にももっとグレーゾーンがありまして、午前中だけ学校に行っている、保健室登校している人数が含まれていないんです。その患者、患者と言ったらまだあれなんですけれども、そのお子さんの中にももしかしたら脳脊髄液減少症が含まれているかもしれないというのが、私が今まで紹介したお子さんなんかではそういう場合があります。

ですが、まずその病気を疑って、その漏れている検査をしないと診断がつかないので、県内ではなかなか自由診療ばかりが多くて実際治療できるところは難しいかなと。これ専門医でないので、美浦中央病院なんかは保険適用で一応できますと。整形外科とか麻酔科であれば、ブラッドパッチというものはできるんですね。できるけれども、じゃ、それが治ったのかどうなのか、予後を確認できるのかというと、専門医じゃないと分かりませんという回答なんです。

なので、治療はできる。要は骨折したら手術はできるけれども、その後が分からないというような状態と同じで、県内はずっと19年そのような状態が続いています。なので、私だけの意見じゃないよと。44市町村の皆さんが理解していただき、必要性を押し上げていただければ、茨城県に拠点病院ができ、あと難治性の患者には改めた治療法がないんです。その治療研究なども国に推し進めていただきたいなと思っております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

説明をしていただきました。

それでは、今の説明につきまして、委員の皆さんから質疑等はございますか。

副委員長 ただいま潜在患者とか潜在患者の数をおっしゃいましたが、茨城県の数でよろしいんですか。それとも全国じゃないですよ。

請願者 茨城県内だけの数で、潜在患者は一応30万人から70万人と言われています。外国の統計とか日本の統計でも5,000人に1人という割合が言われていますので、30万人から70万人ぐらいは診断を受けないでいると思います。

副委員長 非常に難しい病気みたいで、診断基準もその治療法も若干あるけれども、効果がはっきりしないという話をちょっと下で見てみたんですけれども、そういう場合専門医の配置というのはどうできるんでしょうか。

請願者 こちらの添付書類の参考資料にも書いたんですけれども、私がこの4年間活動している中で、今、うちの息子は広島県のほうに通っているんですね。広島県、四国、兵庫県と愛知県かな、その4県でしか唯一できない治療というものがあるんです。その治療ができる医師を私は県に紹介したんです、2年前に。このお医者さんは茨城県に来て、治療をしてもいいという、ちゃんと先生のお話もいただいていた、保健福祉部長たちが会いにいったにもかかわらず、私にお返事が全くなかったんですね。千葉県までわざわざ会いにいったんです、5人ぐらいで県庁職員が。なんだけれども、報告もなければ、本気じゃなければその先生のデータ渡しませんと。何でかといったら、全国で欲しいんです、その先生のこと。なんですけれども、それがあったので、私一人が騒いでも県はその程度なんだなと思ったので、じゃ、腹くくって44市町村に全部をお願いしていこうと思って頑張っております。

富山委員 前提になっちゃうんですけれども、その診れるお医者さんというのは、日本全国には本当に少ないんですかね。やっぱり来てくれる人というのはまれであったというお話だと思うんですけれども、それ以降にはそういう話は、もう今のところはないという現状ですか。

請願者 そうですね、2年ほど前の8月1日に会いに行ってくれたんですけれども、そこからは何の動きもなく、面倒くさいんでしょうけれども。そうですね、全国に本当に専門で診ている先生は10人ぐらいかなと。その中で唯一その別な治療ができる4人の中の別枠で隠れている1人なんです、本当は。なので、この先生を茨城県でがっちり育てれば、もう愛知県から北海道を含めて唯一無二の、要は茨城県が拠点病院になれるんです。

なんですけれども、その私の思いまで聞いてくれないので、だから、本当はこの思いを聞いてくれば、知事なんか飛びついてくれるかなと思うんですけれども、唯一無二、茨城県初というふうになれば。なんですけれども、そこまで声がなかなか、私が直接お会いして届くことができないので、なかなか難しいんですけれども。

まず、うちの主治医もそうなんですけれども、78歳なんですね。もう20年前からお世話になって、その先生しかなくて。新しい医師が育たない理由として、公明党が頑張

ってくれているんですけども、そのブラッドパッチというのはすごく安い点数なんです、800点と。それを4,000点に上がるということをやっていたんですけども、昨年かな、1,000点までしか上がらない。それには、何でかというとブラッドパッチ1本では治らないという証明ができなかったというところもあるのと、それに脳脊髄液減少症の発症原因の一番、7割近いと言われているものが交通事故になります。交通事故で、もし保険会社がお金を払うような患者だったら、喜んで治療するんですけども、なぜかしら、国交省の通達は何度も出しているんですけども、この交通事故からの脳脊髄液減少症を発症すると保険会社が払い渋ります。ストップになるんです、支払いが。

そうすると、患者は働けない、仕事もできない、治療もできない。そうすると、病院からすればお金取るところがないことになるじゃないですか、本人が働けないので。そうすると、やっぱり問題があったりとか、もし経済力があって、保険会社がお金払わなくても治療を続けていたとしても裁判になる。参考人となる、あとは意見書を書くとか、物すごく事務手続が大変なんです。私も実際、うちの息子はひき逃げだったので、裁判をしようと思ったんですけども、その裁判の書類を書いてもらうのに4年かかると、順番待ちで。何せ専門医が少ないので。交通事故が7割ということで、みんな書いてほしいというので、順番でいうと4年後と言うんで、そんなのは待てないと思ったので、もう仕方なしに示談という。相手は見つかったんで、一応保険会社のほうはあれだったんですけども、示談という形で裁判もできず、泣く泣く本当に何なのかな、うちの子はと。学校行きながら、ひき逃げされて、こんな体にされてしまったという感じなんですけれども。

だから、要は病院ももうからないブラッドパッチをして、さらに治らない患者がごまんといる。1人当たり3,000人から5,000人診ているというんですね、専門医の先生は。それなので、育成が進まないというか、病院は進んで治療をしたくない。なので、私はその茨城県に紹介した先生も実は今、水戸市に勤務しています。なんですけれども、脳神経外科なんですけれども、脳脊の治療は一切させていただいていません。できるということも公表していないんです。なぜかという、もうからない病気なんで。だったら、よっぽど脳のほかの手術だ何だと外科的なものやってもらったほうが、保険点数的にいいので、その先生は脳脊の患者は一切診ることができない状態なんです。すみません、そんな感じです。

鈴木委員 今、広島県のほうまで行かれているということなんですけれども、関東も同じ状況ということですか、東京都だったりとか、そういった都市部とかでも全くそういったことを専門で診ますという手を挙げている先生はいらっしゃらないということですか。

請願者 うちの息子の場合、発症がもう20年近いんですね。そうなってくると、難治性になってしまって、あと髄液が、漏れが止まらない体質だったんです。私も本当に15年ぐらいしてから勉強し始めて、メモ代わりにブログをしたんです。そうしたら、私の拙い病

気のブログなんて面白くも何ともないんですけども、そこに月1万5,000件ぐらいのアクセスが来るんですね。なので、みんな情報を欲しがっているんだということで勉強し出して、いろいろやったんですけども、うちの息子は交通事故で10メートルも飛ばされた感じだったんですが、海外の先生とかとやり取りをしたら、この漏れというのは点なんですと思っていたんです。なんですけれども、実際は、漏れというのがどこか漏れているのが点かと思ったんですね。それが実は裂創だったんです。

（「切れている」と呼ぶ声あり）

請願者 そう。だから、ブラッドパッチをやっていくら血液の炎症反応で自己治癒力を高めるといっても、そんなこんな裂けは塞がるわけではないなというのを、私、うちの息子を8回ブラッドパッチをしたんですけども、駄目だなと。

実際、もちろん東京都なんか山王病院という米倉涼子さんがかかっていた病院なんかもあるんですけども、実際悪化されて車椅子になってしまいました。なので、いろいろな病院で診ることはできる。だけれども、根本的にきちんと治すことができるのかというとなかなかで、一応各都道府県には専門と言えるぐらいの、一応この患者は診るよという体制はあるんですけども、じゃ、専門性はあるのかというと、ちょっと怪しいところがあって、私は全国900個ぐらいの大きな病院を検査、調査して、診れる病院は100いくつはあるのはあるんです。ただ、自由診療になってしまったりとかいろいろなんですけれども、だから数としてはあるのはあるんです。

ただ、情けない話、青森県と茨城県だけないんです。その専門で診てくれる、ちゃんと予後も面倒見てくれるというのが青森県と本当に茨城県が唯一なくて悲しいなというところなんですけれども、ほかは取りあえずはいるのはいる。ただ、学会にも入ってきちっと卓越しているという先生になると10名ほどなので、なかなかそれは難しい。ましてや難治性の患者は、関西に行かないと。米倉さんにも、私、その関西の病院を紹介して、今ドラマ復帰というか、映画とか復帰されたんですけども、やっぱり米倉さんも東京の病院に通っても治らなかったのでお手紙を書いた感じなんですけれども。

なので、一応全国にはばらばらではありますが、診てくれるところはあると思います。
鈴木委員 このブラッドパッチをして、早期の場合だと治りやすかったりとかというのはあるのかなと思うんですね。7割ぐらいの方は今の状況がいいというふうに感じるというようなことなので、やっぱり早期に診てくれる本当に専門の先生がいるというのは大切だなというのをお話を聞いていて、すごく感じましたという、すみません、感想になるんですけども。

副委員長 お話を伺って把握はしたんですが、意見書の項目がありますね。この中で1と2と3とにあるんですけども、1、2というのは、割合何ていうか、ずっとそうだなと思うんです。3というのは、例えば治療が確立する段階で、専門医というのはどのくらい受けられるんだろうというところはちょっと疑問に思っているんですが、その点、どの

ようにお考えでしょうか。

請願者 それなので、前、国主体の医療チームがあったんです、2019年まで。そこで、大体のガイドラインを決めたので、解散して、今は民間みたいな感じでNPOのそこにいた先生たちが一応研究発表は年に1回ずつしているんですけども、そうではなくもう一度、国主体で研究チームをつくっていただきたいなど。厚生労働省のほうにも何度か赴いて、ご相談したときに、まず交通事故発症で難病とできないんですね。原因が分かっているから。難病というものは、原因が分からないもの、治療法が確立されていないものが難病という定義なので、交通事故は難しいと。まして、国の見解としてはガイドラインがあるにもかかわらず、2019年にできたという、それで解散したにもかかわらず、国はまだ研究段階という体制を取っています。その研究段階という体制を取っているで、逆に言うと、そこから先、うちの子みたいな難治性の患者は後回し。いくら助けてくださいという声を上げて、だからみんな自分たちで情報交換して、何がいの、何がいの、鍼がいの、薬がいの、何がいのという、それをやりながら皆さん、日々過ごしているんですけども、なので、その厚生労働省の方が、じゃ、難治性の患者さんという定義はいろいろあると思うんだけど、それを研究して、そこに病名をつけて、それを難病指定するという段取りだったら大丈夫じゃないのかという、最近、高度先進医療で記者会見している難病連の辻さんという方も同行して、そのことはお話をさせていただいたことがあったので、それで、なので難治性の研究と治療法の確立と、さらにその下に難病指定ということを入れさせていただきました。

副委員長 そこは分かるんですよ。すごく同意するんですけども、要するにそのガイドラインがあると聞いたんですが、ガイドラインがあると言っても、そのガイドラインの効果とあまり見えていないということですよ。その段階で各県に、特に具体的に茨城県に専門の拠点病院が欲しいというところが何か大丈夫なのかという、正直言って。ガイドライン確立して、しっかりしたと言ったらいいんですかね、していないのにそれが欲しいと、やっぱり当面の治療をぜひ力を入れたいということでしょうか。

請願者 私としては、当面の治療は、ブラッドパッチは本当にしなくてもいいかなと。医師会の人からすれば、もう反論者みたいな形になってしまうんですけども、うちの子が8回やって、本当につくづくそう思いました。日本は、漏れている場所すらろくすっぽ分からないと言うんです。でも、海外は、どこから漏れて、どちらの方向に漏れているかまで判断するんです。それで、ブラッドパッチをやるときも標的型でやるんですね。でも、日本は、3か所のどこかにして、非標的型でするんです。もうそれだと治る率が格段と下がってしまうんです。

なので、日本は海外のようにちゃんと漏れている場所をきちんと把握して、どっち側に漏れているか、それでそこを外科的アプローチで切って、フィブリンパッチなり縫うなりを海外はしているんです。でも、日本は30年間で調べたら3例しかないんです、それ

をやったという。

なので、私はもう本当に折れている、ブラッドパッチをうちの子みたいに8回もやっていると、本当に腰が立たなくなるんです。首と背中と腰をやるので麻痺が出るんです。先生たちは認めないんですけれども、この間、広島県に行ったときも相談受けたんです、3か月、4か月前に麻痺になってしまったと。どこの病院でリハビリすればいいだろうと。今の先生は認めないんだと。慌てて違う病院を手配して、リハビリのほうに、すぐじゃないと麻痺になったときにあれなんで。でも、先生はうちの病院ではそんなのいないから。だったら患者の名前を教えろという、そういうスタイルなんですよ。なので、実際患者たちはそんなことをされれば怖くてその病院には行けなくなる。でも、専門医は全国で少ない。もうそれでいろんな相談が来るんですけれども。

うちも本当は6月に頸椎の1番からブラッドパッチをするということを、先生から勧められたんです。ですけれども、最もリスクが高いところに今回はするということで、先生にちょっと相談したら、なんちゃないと、どこからやっても同じだからとそういう言い方をしたんです。そうしたらもう、息子も私も不信感が一気に湧き上がってしまって、やめようかと。唯一広島県でその先生しかできないんです。その頸椎の1番というのは。なんだけれども、やめようかという決断で、そこはキャンセルしました。

だから、皆さんはそれでも治りたい、治りたいという一心で、結局麻痺が出るまでやっちゃうんですね。厚生労働省にも行ったんですけれども、ブラッドパッチの回数制限というのはないんですかと。ひどい人は三十何回しているんです。普通の人では二、三回はして、ちょっと10年間とか長い人はもっと四、五回、10回。

この間、東京の病院の先生なんですけれども、その先生は大人は3回まで、子供は2回までとおっしゃるんですね。なんですけれども、中学生のお子さんが1年間で3回したんです。もうそのお母さんから終わった後に相談を受けて、できればしてほしくなかったなど。本当は1年に1回ぐらいのペースでもいいような処置なんですね、経過観察を見て。なんですけれども、それは専門医と言われるすごい論文も書いている先生がそういうことをするんです。なので、私は3回目で悪化しちゃったという相談を桜川市の人から受けたときに、ちょっと不信感をその先生にもあったんですけれども。なので私はそういう情報をいっぱい持っているので、先生方たちから嫌われるんですけれども、そういうところもあるんですけれども。

だから厚生労働省のほうもブラッドパッチの回数についても、本当にやりたい放題な感じなので困っています。

すみません、話それちゃって。

副委員長 ちょっと私の質問の意図が伝わっていないようなので、要するにこの1、2、3の中の1、2というのは、私、まるっきり同意できるんですけれども、1、2ができていないのに、特に1ですね。最初の診断基準とか、それから治療内容が全く確立しない段

階で、茨城県に専門医を置くというのは、何かちょっと急ぎ過ぎかなと。気持ちは分かるんですけども、今おっしゃった話だと、専門医と称する方でも患者の立場からするとあまり当てにならないというふうに聞こえちゃったんですね。だから、その辺どういうふうにお考えなのかというのを、まず聞きたかったんですよ。

次から追加の質問ですけども、脳脊髄液ないが、外国では漏れている場所を特定する検査みたいなことをやっているということですよ。それは、日本ではやっていないというのは、その技術がないからなんでしょうか。その辺は何か把握していらっしゃるのでしょうか。

請願者 茨城県にその拠点病院というのも、ちょっと私の中でいろいろ構想がありまして、髄液が漏れているというのも脊髄だけじゃなくて、脳の中とか耳から、鼻からも漏れるんですね。その先生が今、阿見町のほうにすごい技術を持っている先生も阿見町に今、異動していらっしゃるんです。国からの予算、茨城県で研究をこういうのを先生をやっていて、耳鼻科の先生と脳外科の先生、あと整形外科の脊髄科の先生はちょっと今探しているんですけども、その3名の先生でタッグを組んで、国の予算みたいなものをちょっと引っ張ってくれるような方にちょっと今お願いをしているんですけども。

私の中では一応構想があって、やるよと言ってくれるのを待っているような状態ではあるんですけども、でも、じゃ、茨城県にいないかとなると、うちの子みたいに広島県まで通わなくちゃならなかったりとか、あと生活保護の方は通えない。そこが一番のネックなんです。せめて茨城県に1か所、拙い技術かもしれないし、その検査で漏れている場所がきちんと分からないというのも、先生の読影能力もあると思います。あとは、そのMRIで造影剤を入れたとしても、技術のほうも撮るほうの技術もあると思いますし、まず私がずっといろんなところの先生にお会いしたのは、読影ができない先生が脳外の割には多いかなと、私の実感としては本当感じたところです。

海外と何が検査が違うのかなというのは、本当に私も不思議なところで、そんなに医療の持っているものは変わらないのに、なぜ日本は。一応私がこのいろんなSNSとかでいろいろなので発信していることによって、横浜の先生がこの間、カナダのそういう会合に行ってくれたんですね。脳脊のそういうカンファレンスというのは、年に5回ぐらい海外で物すごく活発に開かれているんですけども、そこに行ってくれた先生が、また新しいことをちゃんと海外の取り入れてやってくれるということを横浜の先生が始めてくれるので、今ちょっと期待しているところなんですけれども。

日本は技術不足というか、あと認識不足で、50歳過ぎの、60歳ぐらいのお医者さんだと、この病気を知らない、名前すら。土浦の協同病院、あそこはもう脳神経内科と外科があるんですけども、あそこは厚生労働省に調べさせたら、施設基準は持っているんです。でも、施設基準を満たしてる病院なのに、そこにいるドクターがこの病気の名前を知らなかったんです、誰一人として。そういう実情があるので、今、医師の国家試験

ではこの脳脊髄液減少症の問題は出るんですけども、今のドクターたちは勉強しているんですけども、もう今の60代、50代後半のお医者様はこの病気はまだ新しいので日本では、勉強していないんで名前すら知らない。脳神経外科にかけても、何度、もう一回言ってください、もう一回言ってくださいと言われるような感じなので。

でも、どうしても茨城県にその1個は欲しい。実際、不確かなガイドラインで研究段階ではありますけれども、診断基準というものはきちんとあって、ここからこれ以上漏れていると保険適用です、このぐらいの漏れだと保険適用じゃございませんという、きちんとした検査もありますので、それを基準に保険適用と適用じゃないということはできるので、診断とかそういうものは茨城県でも可能だとは思いますが。あとは、技術力が伴ってこないというところがあるんですけども、茨城県でできなくはないと、私は思っています。呼べる先生が今まで4年間活動した中で、一応探してはいますので、茨城県でやってくれるというお返事もいただいていますので、その先生を誘致できれば可能かなと。

ただ、そのガイドラインも今は埼玉医大で、また一応日本独自のガイドラインを新しいものを今やっていて、今年中には多分結果出ると思うんですけども、そちらを新しく加えると聞いています。

大体大丈夫でしょうか、合っていましたでしょうか。

鈴木委員 結構ブラッドパッチというのは効果があるものかなと思っていたので、何かそうじゃないかなというのがちょっとお話を聞いていて思ったんですけども、その茨城県でも、診断とか検査とかというのをやっているところはたくさんあるんだなというのはあるんですけども、専門医と、やっぱり本当にさっきの3番目のところで、専門医の拠点となる病院を1か所確保というのが、そこがちょっと、ほかの病院であるんじゃないかという思いがやっぱりあるんですけども、その辺に対してはすみません、もう一度教えていただけますか。ごめんなさい、先ほどおっしゃっていたかもしれないんですけども。

請願者 今、そのホームページに書いてある病院は、何度も県と協議して変えてもらったものになります。実際、それ7年前だと全部どの病院もできますという返事なんです。実際に行ったら、できませんと言うんです。私は、それが物すごく腹立ったんで、筑波大も紹介しますなんです。天下の筑波大がですよ、茨城県の。もしブラッドパッチが必要なら、ほかの病院を紹介するという見解だったんです。それで、何で茨城県にある天下の筑波大ができないんだということを、ずっとしつこく言っていたら、じゃ、希望があればやりますという回答になって、そこに載っているような状況になります。

鈴木委員 技術はあるけれども、必要性がないからというわけではなくですか。そのブラッドパッチ、ここではやる必要性がないのではないかと判断しますと。だけれども、そういったご希望があるのであれば、じゃ、ほかの病院をご紹介しますよというようなことで

はなくということでしょうか。

請願者 先ほども言ったように、ブラッドパッチは保険点数が物すごく少ない治療になります。

その赤字が出てしまう治療に対して麻痺のリスクがあるんですね。なので、病院としてはなるべくなら面倒くさいというか、リスクの高い、安い治療でリスクのあるような治療を好んではしたくないというのが本音だと思います。

実際、私も何か所か今まで20年間の間には県内を探したくていろいろかけたんですけども、極力診たくない、そういうお返事を片っ端からいただいているような感じです。自分は処置はできるけれども、病気のことは分からない、だからできない。実際、産婦人科で腰椎穿刺、帝王切開のときなんかにやる腰椎穿刺という麻酔があるんですけども、それが原因で脳脊になるときがあるんですね。そのとき脳脊と言わずに、腰椎穿刺後頭痛という形になるんです。それというのは、お母さんが入院している間に頭痛とか吐き気とか訴えるんで、産婦人科の先生が、これは麻酔やったところから漏れが来てしまったなということで、1日、2日ぐらい前に刺した穴なんですよ。なので、そこにブラッドパッチをして、じゃ、予後は大丈夫なのかということを私、産婦人科医、いろんなところで意見を聞かせていただいたんですけども、一応その漏れがここだと分かっている針の穴程度の漏れの腰椎穿刺した後だったら、100%治っていると言うんです。

なので、治らない病気ではないんでしょうけれども、そうなんです、もうからないという。そうなんです、だから、実際公明党が頑張ってくれて、ブラッドパッチの点数を4,000点ということでも、なぜ1,000点しかなかったというのは有効性の有無、そこで1,000点しかならなくて、難しいんです。

原田委員 もし分かればなんですけども、やっぱり日本はちょっと遅れているんじゃないかということがあるのかなと思ったんですけども、海外は結構あれなんですか、この病院も多かったり、専門で診れるお医者さんも多かったりとか、もし分かれば。

請願者 そうですね、海外でもやっぱり先生自体の人数は少ないと思います。でも、私がやり取りしているのはイギリス、インド、カナダ、アメリカ、フランス、オーストラリアぐらいかな。そちらの専門のお医者様と今の状況とか、新しい論文が出たときとかはお知らせいただいて、グーグル本当に翻訳、今優秀なので、そちらで一生懸命翻訳して、勉強していますけれども、まずそこに参加している日本人がいない。だから、新しい情報を年に5回ぐらい世界各国から集まって、今回はこの課題で、今回はこの課題でと頻繁にやっているにもかかわらず、日本からの参加者がいないんです。やっと私が発信して、3月のカナダでやったやつに横浜の先生が行ってくれて、興味を持ってくれて、その治療を始めると。その始めるといった治療に、うちの子も今月下旬、手を挙げて、実験台になっちゃうとは思うんですけども、先生のところに行かせていただくんですけども、なので、海外でどんどん更新している情報を日本は知らない。

海外で世界基準のガイドラインというものを、きちんと毎年更新されているんです。それを厚生労働省に言ったら、分からないと。なのでそのURLを優秀なんですから見てくださいと言って、教えてきましたけれども、だから、その海外で今何が起きている、この病気に対してという情報すら日本はキャッチしていないというのが事実です。

委員長 質疑のほうは、皆さん、もうご理解いただいたかなということで質疑のほうを終了させていただきます。大変今日はありがとうございました。

暫時休憩します。

休憩（午後1時36分）

再開（午後1時37分）

委員長 再開いたします。

これより各委員より意見を伺います。

この請願につきまして、今の説明をお聞きしましていかがですかね。

副委員長 説明者にも言ったんですけれども、要望事項の1、2というのに私は推すというか、賛成なんだけれども、3については、趣旨は分かるんだけれども、この表現だとちょっとどういうふうに取りられるか心配になっちゃうんですね。要するに、治療法も確立されていなくて、診断基準は確立しているようですが、特に1か所、拠点となる病院を1か所造れと言ったときに、どういう対応してくれるかというか、受け取められ方がちょっと心配なんです。そのほかは、採択したいと思います。

だからこの文言をどう解釈するかで、何か本当は1が一番最初なんですよね。1は本当に必要なことだと思うんで。もうちょっと文面考えたほうが、1を実施の上とか、3の頭にしたほうが趣旨が通るかなという気がするんですけれども。

委員長 分かりました。

ほかございますか。

鈴木委員 私も副委員長と同じような意見なんですけれども、1番が本当に一番やっていただきたいことなんです。2番、分かるんですけれども、その茨城県内に専門医のいる拠点となる病院を1か所確保するというのが、ちょっとすみません、引っかかる、すみません、言葉が出てこないんですけれども、ただ、必要性は分かるので、何かこう、文言を考えてもいいのかなと思います。

富山委員 自分は、お二人に反論するわけではございませんが、ご家族の身になれば間違いなく茨城県内に病院は必要であると思います。広島まで連れていく思いとか、ご家族の負担を考えれば、やはり最低限この茨城県、もしくは関東で専門医で診てもらえる病院が今現状ないというところを考えますと、茨城県にあっても必要なのが、請願者の、説明者の方の思いとかに應える部分になるかもしれませんが、この部分は絶対に県内に専門医がいる拠点病院を1か所確保することというのは入れるべきであると、そのように思います。

原田委員 僕も富山委員と同じで、やっぱりこの3番のことに關しては、請願者自身がお医者さんとも掛け合って、話が進んで言った中で県の職員がどう動いているのかということに一石を投じるといいですか、意見を述べるための苦肉の策だったのかなとも思いますので、これは賛成といいますか、採択したいなというふうに考えております。

鈴木委員 治療法がまだ確立していないものに対するその専門医というのが、広島先生も先ほどおっしゃっていたのが、もう不信感だという話もされていて、そこが、じゃ、専門医と名乗っていてもそういう状況という中で、じゃ、専門医というのがちょっとすみません、理解ができないというか、ごめんなさい。

富山委員 結局はこれ治療法が確立できていないんですよ。やっぱり家族としてみれば、本人としてみればわらにもすがる思い、だから、病院を確保してほしいという思いが最低限あるのかなと、私は思うんです。その部分が一番私は重いのかなと、治療法が見つからない、今現状でもずっと治らないかもしれない、でもその治らない病気かもしれないけれども、そのお医者さんを信じて広島まで行かなくちゃならない。ご近所にその病院があれば、それだけでもご家族の負担は減らせることになるかな、違いますか。

鈴木委員 本当にいてほしいという思いは分かるんですけども、ただ、それが専門医と名乗れるものなのかということなんです。治療法が分からないという、病名に対して。

富山委員 多分、先ほどの請願者の思というのは、この専門医を含めて育成するような形でつくっていただきたいというのが、先ほどのお話の中に少し見えたので、そうかなと私は酌んだんですけども、多分国のほうでお金をつけてくれる、予算つけてくれる、そのチームでつくってくれる、その方たちで研究して、新たな治療法を見つけてくれるとか、そういう形もあり得ると、多分相当わらにもすがる思いでそういうことに対してアプローチしたんだなというのは感じ取れたんで、私は思いとしてこの請願は拠点になる茨城の病院があれば、茨城で拠点となる近くにあれば、本当にありがたいことだなと思ってくれているんで、多分これ入れたんだなと私は思っています。

鈴木委員 それであれば、提携する病院を造るとかという文言であれば筋が通るというか、その専門医というのがいる病院というのが、ちょっとイメージが湧かないといいますか。

榊原委員 難しく考えちゃうと、本当に難しくなっちゃって、富山委員が言ったとおりなんですよ。茨城県内、いろんなもう自治体のほうに回って、あの請願とか陳情とかという形でお出しになっていうところの話でいえば、我々那珂市も、今請願者の方の意見をやっぱり酌み入れたときに、じゃ、これを採択して、その一歯車と言うべきか分かんないですけども、そういうところで思いをやっぱり那珂市議会として伝えていくということのほうが重要なのかなという、その単語を単語を難しく考える必要は僕はないのかなというふうには思います。

原田委員 僕もやっぱり富山委員、榊原委員と同じ感じで、やっぱり今、この深刻さが国もあまり認識が甘いんじゃないかということに、それこそきっかけをつくるということかとい

う意味での請願というか、茨城県全市町村で上げるというふうになったらインパクトもあるかなと思いますので。その細かい文言というのは、確かに分かるんですけども、専門医がまだいないんじゃないかというところも分かるんですけども、これは採択のほうでいきたいなと思っております。

富山委員 鈴木委員の思いを酌めば、茨城県内に専門医を育成する拠点となる研究も兼ねられる病院のほうをとかという、多分そういう形になると、そういうことを入れてくれる…

鈴木委員 何か、何かないか、ごめんなさい。

富山委員 思いが、多分そういう思いが強かったんだと思うから、別に文言の多少の修正はいいとしても、ずれなければですよ。ただ、多分研究するところはあるという、そういう文言が欲しかったんだらうなというのはちょっと感じたんですけども。

副委員長 私が言ったのは、いいですか、3が駄目と言っているんじゃないですよ。だから、さっき言いましたけれども、1の実施後にというふうにして、一言入れたほうが目的がはっきりしているなど。専門医そのものが、下手するとこれ専門医でいるからいいでしょうというふうになりかねないですよ。それを、何ていうんですか、ちゃんとした研究、本当に患者の治療の前進になるような形で欲しいんだよということを表現するため、1、2を実施の上という形で3番の趣旨を明らかにしたほうがいいと思って、私はさっきそう言ったんですよ。

すみません、全体としては、採択、賛成で。

委員長 それでは、意見が皆さん、採択というような内容だったかと思います。一部3番目の意見書ですね、要望事項ということで、ここは少し文言を追加なりして、1、2と連携するような形にしたほうがいいんじゃないかなというご意見だらうなというふうに思います。

そうしましたら、全体のところでこの請願について、その文言についてまた後ほど考えるときにしても、まず賛成かどうかということで、その前に討論が今出ましたので、討論を終結させていただきたいと思います。

これより採決のほうをお願いしたいと思いますので、請願第3号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第3号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 全員賛成ということで、下ろしてください。請願第3号は全員挙手ですね、採択すべきものと決定いたしました。

ただし、皆さんのご意見にもありましたように、意見書の内容、要望事項について若干追加、追記する部分があるというお話でしたので、それについては先ほどの話に出た内容で、1、2を実施して、それから3番目というような文言に変えるということによろ

しいでしょうか、意見書については。

鈴木委員 それを含めてお願いいただいた方とご相談というのはできますか。だから、それが納得いかないような結果になっちゃうと申し訳ないので。それができればいいなと思います。

委員長 実際、最終的にこの場では採択ということになりまして、その文言を変える場合は、やっぱり出されたご本人に一応確認をしないといけないので。1、2を踏まえた上で、それでいいののかも、お願いされた方の趣旨がそれで通るのかもどうかというのもありますので、それは確認をさせていただきますということでよろしいでしょうか。

暫時休憩します。

休憩（午後1時49分）

再開（午後1時59分）

委員長 再開します。先ほどの請願第3号の審査をいたしました。採択になりまして、意見書提出につきましては文言を一部訂正ということで、1、2を踏まえて3番目の要望事項にするということで請願者の方にも賛同いただきましたので、ご報告しておきます。そのように意見書に文言を追加いたします。

介護長寿課が出席をしました。

議案第21号 令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

介護長寿課長 介護長寿課長の住谷です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

介護保険特別会計補正予算書をご覧ください。

議案第21号 令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）になります。

4ページをお開きください。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金6,355万2,000円の減。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金39万3,000円の減。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金8,261万1,000円の減。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金4,691万1,000円の減。

ただいまご説明しました国・県支払基金ですが、令和6年度の交付額が確定したことや、また変更交付申請により交付額が変更になったことなどに伴う補正となっております。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金20万円。

7 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金9,687万4,000円。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金9,302万3,000円。

歳入の説明につきましては、以上になります。

続きまして、6 ページをお開きください。

歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1 款総務費、2 項賦課費、1 目賦課費3 万円。

2 款保険給付費、2 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費160万円。こちらは支給件数及び支給額の見込み増に伴い負担金を増額するものでございます。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金500万円の減。

歳出の説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。

(なし)

委員長 なしということで、討論を終結します。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算（介護長寿課所管部分）を議題といたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業、2 目高齢福祉費、8 目介護保険費について説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の77ページをお開きください。

なお、主要事業説明書につきましては、52ページ、53ページが介護長寿課所管事業となっております。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、説明の欄の下から2 番目の事業になります。外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業が介護長寿課所管事業となっております。この事業の支給対象者ですが、大正15年4月1日以前にお生まれになった

外国人高齢者、または昭和37年1月1日以前にお生まれになった方で、昭和57年1月1日以前に重度障がいの該当になった外国人障がい者の方が、本市に引き続き1年以上居住をしており、かつ厚生年金等を受給していない方が支給対象になってはいるんですけれども、今現在、那珂市のほうには該当者がおりませんので、形式予算として1,000円を計上しております。

続きまして、次のページをお開きください。

2段目になります。

2目高齢福祉費1億8,247万9,000円。増減の主な理由になりますが、老人保健保護措置事業におきまして、措置費の単価等の見直しに伴う扶助費の増、また高齢者保健福祉計画の策定に係る各種調査業務による委託料の増となっております。

続きまして、84ページをお開きください。

一番下になります。

8目介護保険費7億8,803万6,000円。増減の主な理由になりますが、介護施設等整備事業におきまして、認知症高齢者グループホームの整備に係る施設整備費や、開設準備経費の補助金を計上したことにより増となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

鈴木委員 一般質問をさせていただいたゴミの回収事業の費用、予算というのはどこに書いてありますか。

介護長寿課長 こちら介護保険特別会計のほうになっております。介護予防生活支援サービス事業ということで、主要事業説明書ですと55ページにサービスの一つとして載せております。

この後、説明のほうをさせていただきます。

富山委員 確認なんですけれども、これ老人保護措置事業、これ予算反映は1.38倍してある予算になっているんですか。

介護長寿課長 令和6年度で補正予算を計上して、令和6年度分は計上しており、令和7年度もその単価で計上しております。

鈴木委員 78ページの本年度と前年度の比較のところで、各種調査業務というふうにおっしゃっていたと思うんですけれども、どのような調査をされるような費用なんでしょうか、こちら予算なんでしょうか。

介護長寿課長 こちらは予算書ですと79ページの高齢者保健福祉計画推進事業の委託料になっていまして、この計画は3年に一度計画を策定をするんですが、令和7年度につきましては、その前段で調査、高齢者に関するニーズ調査等を行うための委託料を計上しております。

以上です。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結します。

続きまして、議案第25号 令和7年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題といたします。

歳入について執行部より一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、議案第25号 令和7年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の歳入についてご説明いたします。

予算書の247ページをお開きください。

款、項、予算額の順でご説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料11億2,239万9,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料2 万1,000円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金8 億4,824万1,000円。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、次のページをお開きください。2 億1,947万6,000円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金12億9,501万4,000円。

5 款県支出金、1 項県負担金6 億7,373万円。

5 款県支出金、2 項財政安定化基金支出金2,000円。

次のページをお開きください。

5 款県支出金、3 項県補助金2,368万6,000円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入1,000円。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、次のページをお開きください。7 億3,953万4,000円。

7 款繰入金、2 項基金繰入金7,788万8,000円。

8 款繰越金、1 項繰越金1,000円。

9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料3,000円。

9 款諸収入、2 項預金利子1,000円。

次のページをお開きください。

9 款諸収入、3 項雑入3,000円。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続きまして、歳出について、執行部より一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、歳出についてご説明いたします。

予算書の252ページをお開きください。

なお、主要事業説明書については、54ページから55ページまでが介護長寿課所管事業となっております。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費5,425万8,000円。

次のページをお開きください。

中段になります。1 款総務費、2 項賦課費、1 目賦課費210万4,000円。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費567万4,000円。

次のページをお開きください。

2 目介護認定調査等費4,112万9,000円。

1 款総務費、4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費80万4,000円。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費45億5,351万6,000円。介護サービス給付費につきましては、令和6年度、今年度につきましては、当初見込んでいたほど給付費が伸びていないということもあり、令和7年度につきましては、令和5年度の実績などを踏まえて、約8,700万円の減としております。

続きまして、次のページをお開きください。

2 目審査支払手数料384万5,000円。

2 款保険給付費、2 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費1 億750万9,000円、2 目高額医療合算介護サービス費1,811万6,000円。

次のページをお開きください。

中段になります。3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金2,000円。

4 款地域支援事業費、1 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費23万6,000円。2 目任意事業費1,865万8,000円。

次のページをお開きください。

3 目在宅医療・介護連携推進事業費881万6,000円、4 目認知症総合支援事業費2,171万9,000円。

次のページをお開きください。

2 段目になります。4 款地域支援事業費、2 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費1 億530万6,000円。

なお、ここで先ほどお話がありましたゴミ出しモデル事業は、ここの中で予算計上をしております。

続きまして、2 目介護予防ケアマネジメント事業費1,245万9,000円。

3 目高額介護・予防生活支援サービス費15万円。

次のページをお開きください。

4 目高額医療合算介護予防・生活支援サービス費35万円。

4 款地域支援事業費、3 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費1,960万7,000円。

4 款地域支援事業費、4 項その他諸経費、1 目審査支払手数料36万5,000円。

次のページをお開きください。

2 段目になります。5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金100万円。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第1号被保険者保険料還付金200万円、2 目償還金1,000円。

次のページをお開きください。

2 段目になります。6 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金1,557万8,000円。

6 款諸支出金、3 項利用者負担額軽減費、1 目利用者負担額軽減費32万3,000円。

次のページをお開きください。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費647万5,000円。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

副委員長 よく知らないんで質問ですが、高額介護サービスというのはどんなサービスが入っているのでしょうか。

介護長寿課長 こちらにつきましては、介護サービスを利用して支払った利用料が月額で限度額というのがあるんですが、それを超えてお支払いをしたときに、超えた分を支給するというものになっております。

以上です。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 では、ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で介護長寿課の所管部分を終了します。

暫時休憩します。執行部の入替えをお願いします。

休憩（午後2時20分）

再開（午後2時22分）

委員長 再開します。

保険課が出席しました。

議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算（保険課所管部分）を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金、4目国民年金費、5目後期高齢者医療費、7目高額療養費貸付金、9目出産費資金貸付金について説明を求めます。

保険課長 保険課長の横山です。ほか2名が出席しております。

よろしくお願いします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

予算書の76ページをお開き願います。

なお、主要事業説明書については、57ページから63ページまでが保険課所管事業となっております。

それでは、款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費8億7,716万9,000円。このうち保険課が所管するのは、77ページの一番下、国民健康保険特別会計繰出金3億6,016万1,000円です。

続いて、83ページをお開き願います。

上段の4目国民年金費28万2,000円、5目後期高齢者医療費8億7,781万1,000円、このうちこのページの上から3つ目の丸印、後期高齢者医療費については、主要事業説明書の57ページをご覧ください。団塊の世代が75歳に到達し、後期高齢者医療制度へ移行していることに伴って被保険者が増加傾向となっており、それに合わせて医療費も増加しているため、医療給付費に係る市の負担金となっているこの事業費の増額が見込まれております。

続きまして、予算書の84ページをお開きください。

下から2段目、7目高額療養費貸付金300万円。

続いて、85ページになります。

中段の9目出産費資金貸付金40万円。

以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（なし）

委員長 ないようですので、質疑を終結します。

続きまして、議案第23号 令和7年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、予算書の209ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、予算額の順にご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 9 億1,455万6,000円、4,331万8,000円の減。国民健康保険の被保険者数は、社会保険の加入要件拡大や、75歳になり後期高齢者医療保険に移行する方が増えていることなどから減少しており、それに伴って国保税の収入も減少しております。

続いて、2 款使用料及び手数料、1 項手数料20万円。督促手数料は令和6年度より廃止となり、それ以前の分のみに適用されております。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金1,000円。

4 款県支出金、1 項県負担金1,209万7,000円。

次のページをお願いします。

4 款県支出金、2 項県補助金36億9,180万1,000円、2 億2,251万8,000円の減。こちらにも国民健康保険被保険者の減少によるものです。

5 款財産収入、1 項財産運用収入5万円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金 3 億6,016万1,000円。

6 款繰入金、2 項基金繰入金 2 億892万8,000円。支払準備基金につきましては、令和5年度より取り崩して支出の不足分に充てております。令和7年度につきましても、保険税率の引上げを行わず不足分を基金から繰り入れるため、この金額を予算に計上しております。

7 款繰越金、1 項繰越金1,000円。

次のページをお願いします。

2 段目になります。8 款諸収入、1 項延滞金及び過料1,000万円。

8 款諸収入、2 項預金利子1,000円。

8 款諸収入、3 項雑入220万4,000円です。

歳入については以上となります。よろしくお願いします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結します。

続きまして、歳出について執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 続いて、歳出になります。

予算書は212ページになります。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費7,260万3,000円、516万9,000円の増。
増額の主な理由は、職員人件費及び国民健康保険事務費の中の郵送料の増によるものです。

次のページをお願いします。

2 目連合会負担金149万8,000円。

続いて中段になります。1 款総務費、2 項運営協議会費、1 目運営協議会費47万4,000円。

1 款総務費、3 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費77万8,000円。

次のページをお開きください。

中段になります。2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費31億3,100万円。こちらにつきましては、主要事業説明書の58ページをご覧ください。国民健康保険の令和6年度の年度平均被保険者は1万549人の見込みとなっており、減少傾向が続いております。そのため、令和7年度につきましては、1億8,800万円を減額としております。

予算書に戻りまして、214ページ中ほどになります。

2 目退職被保険者等療養給付費1,000円、3 目一般被保険者療養費2,400万円、4 目退職被保険者等療養費1,000円。

次のページをお願いします。

5 目審査支払手数料1,450万円。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費4億4,100万円、3,300万円の減。こちらも被保険者の減によるものです。

2 目退職被保険者等高額療養費1,000円、3 目一般被保険者高額介護合算療養費60万円。

次のページをお願いします。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費1,000円。

2 款保険給付費、3 項移送費、1 目一般被保険者移送費10万円、2 目退職被保険者等移送費1,000円。

次のページをお願いします。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金1,200万円、2 目支払手数料6,000円。

2 款保険給付費、5 項葬祭諸費、1 目葬祭費600万円。

次のページをお願いします。

2 款保険給付費、6 項傷病手当諸費、1 目傷病手当金10万円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分 9 億3,409万1,000円。

3 款国民健康保険事業費納付金、2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分 3 億6,905万7,000円。

次のページをお願いします。

3 款国民健康保険事業費納付金、3 項介護納付金分、1 目介護納付金分 1 億2,074万9,000円。

3 款の事業費納付金につきましては、主要事業説明書の59ページから61ページになります。事業費納付金は、県が市町村の行う保険給付に要する費用を交付する財源等に充てるため、市町村ごとの納付額を算定し、納付を求めるものです。県から示された令和7年度の算定額を計上しております。

予算書に戻りまして、219ページをご覧ください。

下段になります。

4 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費281万円。

次のページをお開きください。

4 款保健事業費、2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費5,622万5,000円、264万4,000円の増。増額の主なものは、18節負担金補助及び交付金の中の補助金、特定健診受診促進助成金の部分になります。市では、これまで人間ドックを受診して、結果を提出していただいた方に5,000円の補助を行ってまいりましたが、近隣の市町村と比べて補助額が安い状況となっております。人間ドックの費用が、高額であることや昨年度策定したデータヘルス計画の分析により、がんの罹患者が増え、その医療費が増加傾向にあることから、がんの早期発見、早期治療を促すため、令和7年度より補助額を5,000円から1万5,000円に引き上げることとしまして、予算を計上しております。

特定健診につきましては、主要事業説明書の62ページをご覧ください。

40歳から74歳の被保険者が対象となる特定健診は、生活習慣病の早期発見、重症化予防のために市町村に義務づけられたものとなります。令和7年度は、集団健診3,400人、病院での個別健診700人を見込んで予算を計上しております。国保の被保険者の減少に伴い、健診対象者は年々減少しております。

予算書に戻りまして、220ページをお開き願います。

下段になります。5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目支払準備基金積立金5万円。

次のページをお願いします。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金600万円、2 目償還金1,000円、3 目一般被保険者還付加算金20万円。

次のページをお開き願います。

7 款予備費、1 項予備費、1 目予備費615万3,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないということですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 なしのため、討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第26号 令和7年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 予算書の277ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、予算額の順にご説明いたします。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料 8 億1,866万1,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 2 万円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 1 億8,044万6,000円。

4 款繰越金、1 項繰越金1,000円。

5 款諸収入、1 項延滞金及び過料15万1,000円。

次のページをお開き願います。

5 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金72万円。

5 款諸収入、3 項雑入1,000円。

歳入については以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なしということで、質疑を終結いたします。

続いて、歳出について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 それでは歳出になります。279ページをご覧ください。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金 9 億9,253万2,000

円。主要事業説明書の63ページをご覧ください。こちらは、広域連合が後期高齢者の医療に要する費用に充てるため、徴収した保険料や保険料軽減に係る市負担分を広域連合に納付するものです。一般会計のところでも申し上げましたが、団塊の世代が後期高齢者へ移行し、今後も被保険者数の増加が見込まれることから、納付金の増額を見込んでおります。

予算書に戻しまして、279ページ中段になります。

2款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金70万円、2目還付加算金2万円。

次のページをお開き願います。

2款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金1,000円。

3款予備費、1項予備費、1目予備費674万7,000円。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いします。お疲れさまでした。

休憩(午後2時42分)

再開(午後2時43分)

委員長 では、再開します。

議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算、当委員会の所管部分について討論、採決に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 なしということで、討論を終結します。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

執行部の皆様、大変ご苦労さまでございました。

暫時休憩します。

休憩（午後2時44分）

再開（午後2時45分）

委員長 再開します。

その他、調査事項についてを議題といたします。

当委員会の調査事項、学校給食についてですけれども、2月5日、6日に、静岡県袋井市及び東京都足立区に視察を行いました。両自治体ともおいしい学校給食の提供のため、様々な取組を実践しておりました。

まずは、委員の皆様への視察を振り返ってのご意見やご感想をお願いしたいと思います。お聞きしたいと思います。

榊原委員 本当に有意義な2日間というか、袋井市に関しては本当に素材から、いろんな意味で学校給食にこだわりを持って、もちろん食育というところの観点、いろんな意味含めてまだまだやっぱり我が市も勉強しなきゃならない部分というのは多いのかなというのが、正直な感想です。

足立区に関しては、学校ごとの結局給食の配膳ということになっていきますんで、なおかつあとはやっぱり都内になると、学校給食も完全に無償化という形で行政のほうに負担しているというところもありますので、そのところで我々の自治体、那珂市にどう結びつけていくかというところなのかなというふうには思います。

何にしてもまだまだ我々の市、学校給食に関しては、これから改善しなくちゃならない、もちろん我々議会としても委員会としても考えなくちゃならないというところが多々多かったというのが私の意見です。

以上でございます。

鈴木委員 給食センターのほうでは、当市と同じようなことだと思うんですけれども、やっぱり工夫でお金をかけなくてもできるという、工夫がすごくされていたというのと、あとは農家から直接頂くときに、ふぞろいのものだったりとかというよりも、その献立を見て、この日はふぞろいの小さい野菜を使うとか、そういったこと、それで多く野菜を使うときには、定まったぐらいの野菜を使うとかというような、本当に工夫をされていたので、そういったことは当市でもできることなのではないかなということと、あとは足立区のほうでは、本当に持続可能なのか、給食無償といいましても、その中でセブンイレブンだったりとかと提携して、いろんなことをされていて、あと本を出したりとかと給食を通して収入にもなっているということがすごく勉強になったなというふう

に思っています。

原田委員 それぞれ視察行ってきた、特に足立区のほうで印象的だったなと思うのが、財政の違いというのは大きくあるなと思うんですけども、その財政面関係なくやっぱり給食を通して様々な取組をされているなというところはすごく参考になったなというふうに思いました。特に印象に残っているのは、給食を食べる時間が短いというところが、これは全国どこでもそうだと思うので、その中でも年2回でしたかね、給食を食べる時間を延ばす日を設けるという取組とかは、いろいろと学校との協力とかももらわないといけないと思いますけれども、ゆっくり食と向き合う食育の時間として確保するのもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

富山委員 2日間通して思ったことというのは、執行部のやる気がちょっと尋常に高かった、異常に高かったというか、だしのこだわりから始まって、化学調味料を極力減らしたおいしい給食を子供たちに提供しようというその思いはすごいなと本当に思いました。そこから、給食を誇りに思ってもらったことによって、その子供たちが将来大人になって、シビックプライドを養うぐらいまで持っていこうとする思いが、学校給食に懸ける思いですね、それが2つの地域はすごく高いなと。これやっぱり市議会もそうですけれども、那珂市全体で同じ思いを、ああいうふうな思いにならないのかなと、同じ思いにならないければちょっとあそこのレベルに達するのは難しいなと。

ただ、でも、先ほど原田委員が言われたように、お金をかけないでもできる部分があると、それもちょうど見習うべきは見習って、少しでも近づけるように、努力していけるようにやっていければいいなと思いました。

副委員長 皆さんの感想と一緒になんですが、とにかく思ったのは、担当職員なり課なりがかなりいろいろやっていますよね。それというのは、すばらしいんですよ。だけれども、じゃ、議会の立場で我々那珂市に何を求められるのかというのが、ただ頑張れというものね。要望はするんですけども、しないという意味じゃないんですが、どうしたものかなと難しいところですね。自分が担当者になるわけじゃないから。

それから、食材と、さっき言いました手をかけた点は、ある意味では手をかけることによって人件費が上がるんですよ、見えないところで。一方で食材費が減らせる可能性があるというところで、これも本当に考えるべきかなと思います。

それともう一つは、食生活を通じて大人になっても健康に役立つ食生活を指導しようとしている。やれることは減塩だけだみたいなことを言っている市もありましたけれども、そういうのも大事かな。大体私、ここへ来て、平均的にしょっぱいと思っているんで。その辺が印象に残りました。

とにかく担当の方、もちろん上のほうの理解があってできているんでしょうけれども、いろいろやっていて工夫もしているし、頑張っているなと思いました。

それから、足立区では自校方式で調理しているというのもちょっと驚きでしたね。あまり知らなかった。理由は、給食センターみたいのを造ると、土地使用代難しいという理由を答えていましたが、本当は自校方式のほうが私はいいと思っているんです。食品がどこから送られてくるんじゃなくて、自分の身近で誰かが作っているという感じのが、たまたま時々給食センターに見学行くとかちょっと違うので。

ただ、今の段階でそうしろとはなかなか言えないんですが、印象としてはそういう感想です。

以上。

委員長 ありがとうございます。

じゃ、私も。私は袋井市のほうは、職員の方のやる気、取組に対する熱意が半端なく熱いものというのが感じられまして、やっぱり日本一を目指す、日本一の健康都市を目指しているんで、私たちも給食について、それにお手伝いしようというか、一緒にやっていきましようねというところが感じられてですね、実際給食センターも2交代かな、2交代だから、小学校と中学校の分を別々に2回作るんですけれども、やっぱりあれだけの大量を作っていて、だしにこだわって、なおかつ野菜もちゃんときれいな形じゃなくても端っぱ、いろんな形があるんで、そういう普通のけものにきれちゃうような野菜まで使えるよというところが非常に工夫されていて、大変参考になったなという気がしました。

当市でもやれるところがあれば、何とかその辺は、泥つきでもちゃんと調理していますよと言うんですけれども、実際やるとなると那珂市はちょっと難しいかな、その泥つきまで使えるというのは。

ただ、地産地消を考える、もっと増やす意味では、業者と農業されている方と直接提携をして、数万トンとか大量な契約をしながら進められればいいのかという気はしました。そうすると安定した供給ができるし、多少くずものでも使ってもらえる、あらかじめね。

2交代でもできるんだというのが、ちょっと参考になりましたね。

あと、足立区のほうは、自校式なので無償化、お金が足りなければどんどんお金出してくれるという、ありがたい財政事情の自治体において、やはり大人になってもあの給食おいしかったね、私たちに紹介というか、案内してくれた職員の方もおいしかったですよと言っているんですね。20数歳になっても。だから、それだけのおいしいものが提供できるというのはやっぱり金と時間と暇をかければできるのかなというじゃなくて、やっぱりその考え方であるのと、職員がおいしいものを作っていくんだというのと、あとはアンケートを取って、どういうものが食べたいとか、そういうものもちゃんと聞いて、応えて、作っていくのがいいのかなというふうに思いました。

足立区の場合は、塩分取り過ぎだという話もあって、健康第一で考えると、そこはきち

んと。

あともう一つ参考になったのは、鈴木委員も言いましたけれども、業者とコラボして、一緒にレシピ本出したりとか、地区の家庭のメニューも皆さん、給食のメニューと同じものが食べられてというのは、非常にやっぱりその辺がこの那珂市もまねしてやってもいいのかなという。家庭のほうで作ってもらって、食べてもらっても、そういうレシピなんだろうなというふうに今思っていますんで、そういうところを感じました。ちょっと長くなってすみません。

ということでご意見いただきましたので、今回、年がもう変わって新しい第1回になりましたけれども、継続ということで次の年度に向けての話になるのか、その辺はどういうふうに進めていけばいいのかなということで。

今、給食については、このまま調査して、この後、どこか調査して、また最終、夏前ぐらいに例えば意見書として出すとか、要望書として出すとかということで進めるのか。この今までのまとめ、今のところでまとめて一度出してしまうとか、いろいろあると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

今まで見てきて、これはやってもらいたいね、これはこうしてもらいたいねというのはあると思うんですけども、さらにもう少し深掘りして、やっぱりここをこう言いましょうというのがあれば、もう一遍調査をして続けてやってみるというのものもあるかなというところなんですけれども、どうでしょうか、その辺は。

鈴木委員 給食に関していろんなところを行かせていただいたりとか、当市のところにも行かせていただいたりとかして、国の話も聞いてきて、まずここで一度要望みたいなものをまとめて出して、結局、副委員長が一般質問でおっしゃって、答弁にもあったように、ですから結局は時間がないからできないですとかというような答弁があったんですけども、何でしたっけ、静岡県の方のところとかに研修とかも行っているのかなというのが何かちょっと疑問でして、私たちが行ったじゃないですか。一緒に行きましようという話もしたと思うんですけども、結局はそれはかなわなかった。

でも、やっぱり行ってほしいのは、その執行部だったりとか、担当する方々だと思うので、一旦もうここでその給食として、この委員会としては提出でということでもいいのかなと思うんですけども。

榊原委員 何にしても昨年から、要は外部委託という形で民間のほうで今、給食のほうを配食しているような形になってきているんですよ。現状から言えば、やっぱりもっともっと給食に関しては深掘りしなきゃいけないところというのはまだ出てくると思うんで、出てくるというか、あると思うんです、調査いろいろしなきゃならないところ。

だから、そういう意味で言えば、今こそそと出たけれども、もう少し食材の関係も出てくる、もちろんそれは高騰含めの話もありますけれども、そういうところも踏まえて、私自身はもう少しちょっと深掘っていきいたいなという気持ちがあります。

以上です。

委員長 少し深掘りしてね。それから要望というか提案ですね。

榊原委員 まだまだやることある。

富山委員 私も榊原委員と同じ意見です。まだ学校給食に対して一つ結論が出ていないという部分もありますし、確かにおいしい給食というのはこういうもんだというのは、ちょっと分かったような気がするところがあるんですけども。例えば、今も鈴木委員とか原田委員が言っていたオーガニックの給食も今出始まっていて、私たちはまだ体験も見たときも食べたときもないんで、どんなもんなのかなというのもやっぱり体験したい部分がある分もあります。

ただ、それ完全にオーガニックというのが難しければ、減農薬を使ってやって取り組んでいるところもあるだろうし、あと例えば、これも調査事項を2つに割るなんていうことを、同時にやるなんていうことは、これ二兎追うものということがありますんで、それは避けたほうがいいですし、あと1年間で何か1つのものを深掘りして下げていくというのは、またこれ難しいと思うんで、この2年間は徹底的にやっぱり学校給食をもっとよりよきものにするために、ちょっと調査したほうがいいのかなというのは感じております。

以上です。

原田委員 オーガニック給食とかも含めて給食を深掘りしていくというのもいいなと思います。

それで全然いいんですけども、個人的にちょっと調べたいなと思ったのが、やっぱり不登校とか、あと校内フリースクールとかもあるんで、そういうのというのは全国的、ほかの自治体というのはどうなっているのかなとかもちょっと調べたいなと思ったんですけども、別に委員会としてじゃなくても個人的に調べるということもできるかなと思うんで。

給食の深掘りというのも、せっかく1年やったんで、確かに結論がまだはっきり出ていないなという感じもするんで、継続もいいかなというふうに思います。

委員長 そうですね。

副委員長はどうでしょうか。

副委員長 特に意見ないです。原田委員と一緒に、自分で調べるということは、別途調べることもあると思うんですね。

ただ、その何だっけ、有機栽培とかそういうのが難しいですよ。何でかという、うちの減農薬のとか有機栽培の無農薬、妻の主導権で取ったことあるんだけど、全然おいしくないのとおいしいのと両方あるんですよ。

だから、外観的というか味で有機栽培、有機栽培じゃないというのがもうほとんど分かんないと言っていいと思う。確かに、農薬ばんばんやって味がうまくない場合もあるんだけど、今取っている有機栽培に近いものはおいしいんです。ただ、その前に取っ

ていた、ちょっと遠くから取ったのが全然うまくない。

だから、味でというのが難しいし、まずそれがあります。

それからもう一つは値段なんです。要するに、そういうふうにそういうのを増やせば、その分だけお金がかかる。その部分を頭に入れて置かなければ、ただ、我々が有機栽培がいいからといって、単純にどんどん入れていくわけにはいかないんで、調査するならそこも含めて調査したらいいと思います。コストとかね。

榊原委員 だから、結局は何かオーガニックというと非常に聞こえがよくて、今、副委員長が言われたとおりなんです。結局、何ていうんだろうな、とにかく、じゃ、今、常陸大宮市なんかでも始めましたよね。多分、東京の品川区でもこれからやるんだと区長が多分言っているんだけど、だから、そういうのをいざ見てみるといいんですよ。食べてみるといいんですよ。おいくらでやっているのか調べてみるといいんですよ。だから、そういうところまで深掘りしていかなかったら、何がいいのか分からない。

現状、やっぱり農家、もちろんそれオーガニックに取り組んでいるという農家もいれば、逆の観点から見たときに、農家というのは、我々は結局農作物を作るプロだと。だからそのところが結局有益に農薬を使って、おいしく安全に作る我々はプロなんだよという農家だっていらっしゃるんですよ、実際は。

だから、そういうところも含めて突き詰めていくと、本当にオーガニックばかり言っていて、まずくて残したら何の意味もないものであってということになっちゃうのも、捨てることになっちゃうんで、本当にだから調査したら本当に切りがないぐらい僕は出てくると思いますよ、この件に関してはと思っています。

以上です。

委員長 皆さん、深掘りということで進めていくといったほうがよろしいということだと思います。

オーガニックについては、皆さん言われたとおり、私も常陸大宮市のほうは実際の農場のオーナーと話をじっくりさせていただいておりましたけれども、やっぱり4年から5年かかりまして、非常に、そういうのもまだ僅かな話なんで、現状はそういうことなんで、そこを見て、ちゃんとできたものも食べてみるというのは非常に大事だと思います。

あとは、何ていうんでしょうね、保護者の方のご意見もちょっと伺っておきたいのかなというふうに思っています。もし深掘りするんであればね。

生徒もごく一部で、小学生と中学校も行きましたね。それなんで、保護者もやっぱり給食は大変大事な部分になっているので、じゃ、どういうふうにしてほしいのかというのは多分おありになるんだろうと思いますので、こんなまずいものを出してまずいよとか、もう少し安くしてくれとかいろいろあろうかと思いますが、その辺も調べてはどうかということなんで。

そうしましたら、どうしましょう。深掘り、まだもう一年かけますか。

では、そのように決めたいと思いますんで、じゃ、その中身、深掘りは今1つは有機野菜の栽培のところとできたものを試食すると、その調査と、あと保護者等のお話も聞くということと、あとはもう少し正副委員長のほうで考えてみて、これはどうかなというところをプラスして調査をしていきたいなというふうに思いますので、それでよろしいでしょうかね。

細かなスケジュールについては、また決定次第ご連絡したいと思います。

どうしようかな、今までのやつは、視察は中間報告でまとめておいたほうがいいですね。

（「そうですね。議会に報告してもいいし」と呼ぶ声あり）

委員長 じゃ、まとめなくちゃならない。

中間報告としては、視察をした結果については、まとめておいてご報告をしたいと思いますね。

鈴木委員 中間報告をされるときに、できたら味つけをしていないものを取り入れて、そこで味つけする。そうすると塩分も少なくて済むしというようなお話もあったりしたので、そういったこともぜひ希望したいなと思います。

あとは、金額とかどうなのかなという調査もやっぱりしてみたいですね。その場合違うのかというの。

委員長 はい、分かりました。じゃ、その辺も入れて、特に魚なんかは出来上がったものじゃなくて、素材に近いもので購入して、それからというような話がありましたよね。

まとめる場合も、その辺の今のご意見も踏まえてまとめて、出来上がったものをまた一度皆さん方に報告して、見てもらってということで進めていきたいと思います。

では、以上でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 本日の案件は全て終了いたしました。

以上で、教育厚生常任委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会（午後3時19分）

令和7年6月3日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚